

－審査事務規程の第66次改正－

自動車検査独立行政法人（略称：自動車検査法人）は、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）の一部改正に伴う審査事務規程の一部改正を行い、平成27年4月17日（一部は5月1日）から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. バン型等セミトレーラ連結車の駆動軸重等の引き上げにかかる改正

（3-3、4-2、4-4、4-5、4-50、4-104、5-2、5-4、5-5、5-104）

今回の関係法令の改正により、一定の要件を満たすバン型等セミトレーラについては長さ及び車両総重量の上限値、一定の要件を満たす2軸のトラクタについては駆動軸重の上限値が引き上げられることに伴う改正を行います。

2. 新規検査等の事前書面審査制度の創設（2-25、別添12）

今回の関係法令の改正により、上記に該当する自動車については、保安基準第55条の規定に基づく基準緩和認定の手続きが不要となるため、増車や代替に伴う新規検査や既存車両の最大積載量変更に伴う構造等変更検査の申請が相当数増加することが見込まれるところです。

これまでは、地方運輸局等における基準緩和認定に係る審査の中で、当該自動車の構造・装置の技術的な安全性等について、書面による事前確認が行われていましたが、今後、これらの業務を自動車検査法人が行うこととなります。

新規検査等の受検当日の審査業務を円滑かつ効率的に実施できるよう事前書面審査制度を創設します。

3. 幼保連携型認定こども園等の創設にかかる改正（4-28、5-28）

子ども・子育て支援法等に基づく幼保連携型認定こども園等の創設に伴い、これらの施設の送迎バスについては、幼稚園又は保育所等の送迎バスと同様に、車体の前面、後面及び両側面への表示が必要である旨を規定します。

4. その他、審査方法の明確化、呼称変更など所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当法人ホームページ（<http://www.navi.go.jp/>）
「審査事務規程」に掲載しています。

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区本塩町8-2 住友生命四谷ビル
自動車検査法人本部 業務部業務課
電話 03-5363-3441（代表）
FAX 03-5363-3347

新	旧
自動車検査独立行政法人審査事務規程	自動車検査独立行政法人審査事務規程
目次(略)	目次(略)
第1章(略)	第1章(略)
第2章 審査の実施方法	第2章 審査の実施方法
2-1~2-11(略)	2-1~2-11(略)
2-12 改造自動車	2-12 改造自動車
(1)~(2)(略)	(1)~(2)(略)
(3)届出者は、届出書等の取下げを行う場合には、届出書等を提出した事務所長等に対し、別添1「改造自動車審査要領」に定めるところにより取下願出書を提出するものとする。	(3)届出者は、 <u>(2)の</u> 届出書等の取下げを行う場合には、届出書等を提出した事務所長等に対し、別添1「改造自動車審査要領」に定めるところにより取下願出書を提出するものとする。
(4)~(5)(略)	(4)~(5)(略)
2-13 並行輸入自動車	2-13 並行輸入自動車
(1)~(2)(略)	(1)~(2)(略)
(3)届出者は、届出書等の取下げを行う場合には、届出書等を提出した事務所長等に対し、別添2「並行輸入自動車審査要領」に定めるところにより取下願出書を提出するものとする。	(3)届出者は、 <u>(2)の</u> 届出書等の取下げを行う場合には、届出書等を提出した事務所長等に対し、別添2「並行輸入自動車審査要領」に定めるところにより取下願出書を提出するものとする。
(4)並行輸入自動車の新規検査等に係る審査は、届出書等の書面審査が新規検査等の前日までに終了したのものについて実施するものとする。	(4)並行輸入自動車の新規検査等に係る審査は、 <u>(2)の</u> 届出書等の書面審査が新規検査等の前日までに終了したのものについて実施するものとする。
(5)(略)	(5)(略)
2-14~2-24(略)	2-14~2-24(略)
2-25 新規検査等の事前書面審査	<u>(新設)</u>
(1)別添12「新規検査等事前書面審査要領」第2に掲げる自動車(以下2-25において「事前届出対象自動車」という。)の <u>新規検査、予備検査又は構造等変更検査(法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車又は法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車の新規検査又は予備検査であって、当該自動車に係る構造、装置又は性能について変更がないものを除く。以下2-25において「新規検査等」という。)</u> の審査は、この規程の定めるところによるほか、別添12「新規検査等事前書面審査要領」により実施するものとする。	
(2)事前届出対象自動車の新規検査等の申請を行おうとする者(以下2-25において「届出者」という。)は、 <u>新規検査等に先立って新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある検査部検査課又は事務所の長(以下2-25において「事務所長等」という。)</u> に対し、別添12「新規検査等事前書面審査要領」に定めるところにより、 <u>新規検査等届出書及び添付資料(以下2-25において「届出書等」という。)</u> を提出するものとする。	
(3)届出者は、届出書等の取下げを行う場合には、届出書等を提出した事務所長等に対し、別添12「新規検査等事前書面審査要領」に定めるところにより取下願出書を提出するものとする。	

新

- (4) 事前届出対象自動車の新規検査等に係る審査は、届出書等の書面審査が新規検査等の前日までに終了したものについて実施するものとする。
- (5) 書面審査が新規検査等の前日までに終了していない事前届出対象自動車の新規検査等の審査依頼があった場合には、受検者に対し審査できない旨を口頭で通告する。
- (6) (2) において必要となる届出書等の提出がない自動車の新規検査等の審査については、事前届出対象自動車として取扱わないことができるものとする。

第3章 審査結果の通知

3-1～3-2 (略)

3-3 審査結果通知情報

審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。

3-3-1～3-3-8 (略)

3-3-9 乗車定員、最大積載量及び車両総重量

- (1) ～ (5) (略)
- (6) 牽引自動車であって第五輪荷重を有する自動車 ((7) に規定する自動車を除く。) については、次によるものとし、それぞれ次の例により通知する。
- ①～② (略)

(例1) 連結部移動装置付牽引自動車以外の牽引自動車

		車体の形状	
		トラクタ	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
3 [3] 人	33650 [8500] kg	4810kg	38625 [13475] kg
長さ	幅	高さ	
553cm	244cm	282cm	

備考

最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。

(例2) 4-5-2 (4-5-5-2) に該当する牽引自動車であって連結部移動装置付牽引自動車以外のもの

		車体の形状	
		トラクタ	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
3 [3] 人	38620 [11300] kg	7110kg	45895 [18575] kg
長さ	幅	高さ	
553cm	244cm	282cm	

旧

第3章 審査結果の通知

3-1～3-2 (略)

3-3 審査結果通知情報

審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。

3-3-1～3-3-8 (略)

3-3-9 乗車定員、最大積載量及び車両総重量

- (1) ～ (5) (略)
- (6) 牽引自動車であって第五輪荷重を有する自動車 ((7) に規定する自動車を除く。) については、次によるものとし、それぞれ次の例により通知する。
- ①～② (略)

(例1) 連結部移動装置付牽引自動車以外の牽引自動車

		車体の形状	
		トラクタ	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
3 [3] 人	53650 [8500] kg	4810kg	58625 [13475] kg
長さ	幅	高さ	
553cm	244cm	282cm	

備考

最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外は牽引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。

(新設)

新				旧																																																																																											
<p><u>備考</u></p> <p>保安基準第4条の2の告示で定めるものに適合 最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。</p> <p><u>(例3) 4-5-2 (4-5-5-2) に該当する牽引自動車が基準緩和認定を受けた場合</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">車体の形状</th> </tr> <tr> <th colspan="4">トラクタ</th> </tr> <tr> <th>乗車定員</th> <th>最大積載量</th> <th>車両重量</th> <th>車両総重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 [3] 人</td> <td>40800 [11300] kg</td> <td>7110kg</td> <td>48075 [18575] kg</td> </tr> <tr> <td>長さ</td> <td>幅</td> <td>高さ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>582cm</td> <td>249cm</td> <td>291cm</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>備考</u></p> <p>保安基準第4条の2の告示で定めるものに適合 最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。 なお、保安基準の緩和認定による単体物品輸送時の第五輪荷重及び車両総重量は、それぞれ 11,600kg 及び 18,875kg とする。</p> <p><u>(例4) 連結部移動装置付牽引自動車</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">車体の形状</th> </tr> <tr> <th colspan="4">トラクタ</th> </tr> <tr> <th>乗車定員</th> <th>最大積載量</th> <th>車両重量</th> <th>車両総重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 [3] 人</td> <td>33300 [9000] kg</td> <td>4810kg</td> <td>38275 [13975] kg</td> </tr> <tr> <td>長さ</td> <td>幅</td> <td>高さ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>553cm</td> <td>244cm</td> <td>282cm</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>備考</u></p> <p>最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。 連結部移動量 (0~418mm) に応じて第五輪荷重の範囲は 9000kg~7700kg、けん引重量の範囲は、33300kg~33110kg となる。</p> <p><u>(削除)</u></p>				車体の形状				トラクタ				乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	3 [3] 人	40800 [11300] kg	7110kg	48075 [18575] kg	長さ	幅	高さ		582cm	249cm	291cm		車体の形状				トラクタ				乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	3 [3] 人	33300 [9000] kg	4810kg	38275 [13975] kg	長さ	幅	高さ		553cm	244cm	282cm		<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(例2) 連結部移動装置付牽引自動車</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">車体の形状</th> </tr> <tr> <th colspan="4">トラクタ</th> </tr> <tr> <th>乗車定員</th> <th>最大積載量</th> <th>車両重量</th> <th>車両総重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 [3] 人</td> <td>33300 [9000] kg</td> <td>4810kg</td> <td>38275 [13975] kg</td> </tr> <tr> <td>長さ</td> <td>幅</td> <td>高さ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>553cm</td> <td>244cm</td> <td>282cm</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>備考</u></p> <p>最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外は牽引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。 連結部移動量 (0~418mm) に応じて第五輪荷重の範囲は 9000kg~7700kg、牽引重量の範囲は、33300kg~33110kg となる。</p> <p><u>(例3) 国際海上コンテナ (最大限に積載した ISO 規格の国際海上コンテナをいう。)</u> に係る基準緩和の認定を受けた牽引自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">車体の形状</th> </tr> <tr> <th colspan="4">トラクタ</th> </tr> <tr> <th>乗車定員</th> <th>最大積載量</th> <th>車両重量</th> <th>車両総重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				車体の形状				トラクタ				乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	3 [3] 人	33300 [9000] kg	4810kg	38275 [13975] kg	長さ	幅	高さ		553cm	244cm	282cm		車体の形状				トラクタ				乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量				
車体の形状																																																																																															
トラクタ																																																																																															
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量																																																																																												
3 [3] 人	40800 [11300] kg	7110kg	48075 [18575] kg																																																																																												
長さ	幅	高さ																																																																																													
582cm	249cm	291cm																																																																																													
車体の形状																																																																																															
トラクタ																																																																																															
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量																																																																																												
3 [3] 人	33300 [9000] kg	4810kg	38275 [13975] kg																																																																																												
長さ	幅	高さ																																																																																													
553cm	244cm	282cm																																																																																													
車体の形状																																																																																															
トラクタ																																																																																															
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量																																																																																												
3 [3] 人	33300 [9000] kg	4810kg	38275 [13975] kg																																																																																												
長さ	幅	高さ																																																																																													
553cm	244cm	282cm																																																																																													
車体の形状																																																																																															
トラクタ																																																																																															
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量																																																																																												

新	旧																																																																																				
<p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p>(7) 牽引自動車であって第五輪荷重のほかに積載量を有する自動車については、最大積載量は4-104(3)により算出した第五輪荷重と積載量の合計とし、その内訳及び4-104(11)により算出した牽引重量を備考欄記載事項としてそれぞれ次の例により通知する。</p> <p>(例)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="4">車体の形状</th> </tr> <tr> <th colspan="4">トラクタ</th> </tr> <tr> <th>乗車定員</th> <th colspan="2">最大積載量</th> <th>車両総重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3人</td> <td colspan="2">8000kg</td> <td>6990kg</td> </tr> <tr> <td>長さ</td> <td>幅</td> <td>高さ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>553cm</td> <td>244cm</td> <td>282cm</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 最大積載量内訳、第五輪荷重 6750kg、積載量 1250kg、<u>けん引</u>重量 36680kg</p>	車体の形状				トラクタ				乗車定員	最大積載量		車両総重量	3人	8000kg		6990kg	長さ	幅	高さ		553cm	244cm	282cm		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td><u>3 [3] 人</u></td> <td><u>39720 [9000] kg</u></td> <td><u>6110kg</u></td> <td><u>45995 [15275] kg</u></td> </tr> <tr> <td><u>長さ</u></td> <td><u>幅</u></td> <td><u>高さ</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>582cm</u></td> <td><u>249cm</u></td> <td><u>291cm</u></td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 <u>最大積載量欄中括弧内は基準内第五輪荷重を、括弧外は牽引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は基準内車両総重量を示す。</u> <u>なお、基準緩和時の第五輪荷重及び車両総重量は、それぞれ 11,000 kg及び17,275kg とする。</u></p> <p><u>(例 4) 国際海上コンテナに係る基準緩和の認定と分割可能貨物基準緩和を併せて受けた場合の牽引自動車</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="4">車体の形状</th> </tr> <tr> <th colspan="4">トラクタ</th> </tr> <tr> <th>乗車定員</th> <th>最大積載量</th> <th>車両重量</th> <th>車両総重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>3 [3] 人</u></td> <td><u>39720 [11000] kg</u></td> <td><u>6110kg</u></td> <td><u>45995 [17275] kg</u></td> </tr> <tr> <td><u>長さ</u></td> <td><u>幅</u></td> <td><u>高さ</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>582cm</u></td> <td><u>249cm</u></td> <td><u>291cm</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 <u>最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外は牽引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。</u> <u>なお、国際海上コンテナに係る基準緩和時の第五輪荷重及び車両総重量は、それぞれ 11,000kg 及び 17,275kg とする。</u></p> <p>(7) 牽引自動車であって第五輪荷重のほかに積載量を有する自動車については、最大積載量は4-104(3)により算出した第五輪荷重と積載量の合計とし、その内訳及び4-104(11)により算出した牽引重量を備考欄記載事項としてそれぞれ次の例により通知する。</p> <p>(例)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="4">車体の形状</th> </tr> <tr> <th colspan="4">トラクタ</th> </tr> <tr> <th>乗車定員</th> <th>最大積載量</th> <th>車両重量</th> <th>車両総重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3人</td> <td>8000kg</td> <td>6990kg</td> <td>15155kg</td> </tr> <tr> <td>長さ</td> <td>幅</td> <td>高さ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>553cm</td> <td>244cm</td> <td>282cm</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 最大積載量内訳、第五輪荷重 6750kg、積載量 1250kg、<u>牽引</u>重量 36680kg</p>	<u>3 [3] 人</u>	<u>39720 [9000] kg</u>	<u>6110kg</u>	<u>45995 [15275] kg</u>	<u>長さ</u>	<u>幅</u>	<u>高さ</u>		<u>582cm</u>	<u>249cm</u>	<u>291cm</u>		車体の形状				トラクタ				乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	<u>3 [3] 人</u>	<u>39720 [11000] kg</u>	<u>6110kg</u>	<u>45995 [17275] kg</u>	<u>長さ</u>	<u>幅</u>	<u>高さ</u>		<u>582cm</u>	<u>249cm</u>	<u>291cm</u>		車体の形状				トラクタ				乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	3人	8000kg	6990kg	15155kg	長さ	幅	高さ		553cm	244cm	282cm	
車体の形状																																																																																					
トラクタ																																																																																					
乗車定員	最大積載量		車両総重量																																																																																		
3人	8000kg		6990kg																																																																																		
長さ	幅	高さ																																																																																			
553cm	244cm	282cm																																																																																			
<u>3 [3] 人</u>	<u>39720 [9000] kg</u>	<u>6110kg</u>	<u>45995 [15275] kg</u>																																																																																		
<u>長さ</u>	<u>幅</u>	<u>高さ</u>																																																																																			
<u>582cm</u>	<u>249cm</u>	<u>291cm</u>																																																																																			
車体の形状																																																																																					
トラクタ																																																																																					
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量																																																																																		
<u>3 [3] 人</u>	<u>39720 [11000] kg</u>	<u>6110kg</u>	<u>45995 [17275] kg</u>																																																																																		
<u>長さ</u>	<u>幅</u>	<u>高さ</u>																																																																																			
<u>582cm</u>	<u>249cm</u>	<u>291cm</u>																																																																																			
車体の形状																																																																																					
トラクタ																																																																																					
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量																																																																																		
3人	8000kg	6990kg	15155kg																																																																																		
長さ	幅	高さ																																																																																			
553cm	244cm	282cm																																																																																			

新

- (8) 脱着式スタンション型のセミトレーラにあつては、必要本数のスタンションを装着した状態において定めた最大積載量及び車両総重量を通知する。
- (9) 分割不可能な単体物品を輸送することに関する基準緩和認定（以下「単体物品基準緩和認定」という。）を受けた被牽引自動車であつて、緩和項目が保安基準第4条（車両総重量）又は同第4条及び第4条の2（軸重等）に限られるものについては、①から⑤までによるものとし、それぞれ次の例により通知する。
- ① 最大積載量は基準最大積載量（保安基準第53条の規定に基づき指定する分割可能な貨物を輸送する場合の最大積載量をいう。以下同じ。）を通知する。
- ② (略)
- ③ 車両総重量は基準車両総重量（保安基準第4条に定める車両総重量及び第4条の2に定める軸重等の基準を超えない範囲で分割可能な貨物を輸送する場合の車両総重量をいう。以下同じ。）を通知する。
- ④～⑤ (略)

(例1) 単体物品基準緩和認定を受けた場合

		車体の形状 セミトレーラ	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
一人	18000 <u>[40000]</u> kg	9990kg	27990 <u>[49990]</u> kg

備考

最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(例2) 4-4-2 に該当するセミトレーラが単体物品基準緩和認定を受けた場合

		車体の形状 セミトレーラ	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量

旧

- (8) 脱着式スタンション型のセミトレーラにあつては、基準緩和認定書の「基準緩和を認定する条項並びに条件及び制限」欄に記載されている本数のスタンションを装着した状態において定めた最大積載量及び車両総重量を記載する。
- (9) 分割不可能な単体物品を輸送することに関する基準緩和認定（以下「単体物品基準緩和認定」という。）を受けた被牽引自動車であつて、緩和項目が保安基準第4条（車両総重量）又は同第4条及び第4条の2（軸重等）に限られるものについては、①から⑤までによるものとし、それぞれ次の例により通知する。
- ① 最大積載量は基準最大積載量（保安基準第53条の規定に基づき指定する分割可能な貨物を輸送する場合の最大積載量をいう。以下同じ。）を通知する。
ただし、併せて分割可能貨物基準緩和認定を受けたものにあつては、最大積載量は分割可能貨物基準緩和最大積載量（基準緩和を受けて分割可能な貨物を輸送する場合について地方運輸局長が定めた最大積載量をいう。以下同じ。）を通知する。
- ② (略)
- ③ 車両総重量は基準車両総重量（保安基準第4条に定める車両総重量及び第4条の2に定める軸重等の基準を超えない範囲で分割可能な貨物を輸送する場合の車両総重量をいう。以下同じ。）を通知する。
ただし、併せて分割可能貨物基準緩和認定を受けたものにあつては、車両総重量は分割可能貨物基準緩和車両総重量（分割可能貨物基準緩和最大積載量と車両重量の合計をいう。以下同じ。）を通知する。
- ④～⑤ (略)

(単体物品基準緩和認定を受けた場合の通知の例)

		車体の形状 セミトレーラ	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
一人	18000 <u>(40000)</u> kg	9990kg	27990 <u>(49990)</u> kg

備考

最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧外は分割可能な物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示し、括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(単体物品基準緩和認定と分割可能貨物基準緩和認定を併せて受けた場合の通知の例)

		車体の形状 セミトレーラ	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量

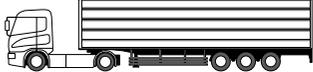
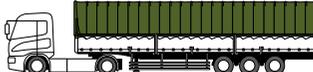
新				旧			
一人	26000 [40000] kg	9990kg	35990 [49990] kg	一人	26000 (40000) kg	9990kg	35990 (49990) kg
備考 <u>保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合（船底型）</u> 最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。				備考 <u>最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧外は分割可能な物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示し、括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。</u>			
(10) 国際海上コンテナを輸送することに関し基準緩和認定を受けた被牽引自動車であって、緩和項目が保安基準第4条（車両総重量）又は同第4条及び第4条の2（軸重等）に限られるものについては、①から③までによるものとし、それぞれ次の例により通知する。 ①～③（略）				(10) 国際海上コンテナを輸送することに関し基準緩和認定を受けた被牽引自動車であって、緩和項目が保安基準第4条（車両総重量）又は同第4条及び第4条の2（軸重等）に限られるものについては、①から③までによるものとし、それぞれ次の例により通知する。 ①～③（略）			
<u>(例) 4-4-2 に該当するセミトレーラが国際海上コンテナ基準緩和認定を受けた場合</u>				<u>(国際海上コンテナ基準緩和を受けた場合の通知例)</u>			
		車体の形状 コンテナセミトレーラ				車体の形状 コンテナセミトレーラ	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
一人	<u>30400</u> [30480] kg	<u>5580</u> kg	<u>35980</u> [36060] kg	一人	<u>23300</u> [30480] kg	<u>4670</u> kg	<u>27970</u> [35150] kg
備考 <u>保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合（コンテナ型）</u> <u>最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は国際海上コンテナ輸送時の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。</u>				備考 <u>最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧外は基準内とし、括弧内は基準緩和時とする。</u>			
<u>(削除)</u>				<u>(国際海上コンテナ基準緩和と分割可能貨物基準緩和を併せて受けた場合の通知例)</u>			
		車体の形状 コンテナセミトレーラ				車体の形状 コンテナセミトレーラ	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
一人	<u>30480</u> [30480] kg	<u>4670</u> kg	<u>35150</u> [35150] kg	一人	<u>30480</u> [30480] kg	<u>4670</u> kg	<u>35150</u> [35150] kg
備考 <u>最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧外は国際海上コンテナ以外のコンテナ輸送時の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示し、括弧内は国際海上コンテナ輸送時の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。</u>				備考 <u>最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧外は国際海上コンテナ以外のコンテナ輸送時の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示し、括弧内は国際海上コンテナ輸送時の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。</u>			
(11) 「重量物輸送効率化事業に基づく基準緩和自動車の認定に係る特例措置について」（平成15年3月31日自技第383号）により基準緩和認定を受けた被牽引自動車については、①から③までによるものとし、それぞれ次の例により通知する。				(11) 「重量物輸送効率化事業に基づく基準緩和自動車の認定に係る特例措置について」（平成15年3月31日自技第383号）により基準緩和の認定を受けた被牽引自動車については、①から③までによるものとし、それぞれ次の例により通知する。			

新				旧			
<p>① 最大積載量は基準最大積載量を通知するとともに、特区最大積載量（構造改革特別区法附則第3条に規定する措置（構造改革特別区域基本方針2.（6）②）に基づき地方公共団体が内閣総理大臣に申請し認定された構造改革特別区域計画に基づく申請に係る基準緩和（以下「特区基準緩和」という。））を括弧書で通知する。</p> <p>②～③（略）</p> <p>（例1）<u>4-4-2に該当するセミトレーラ</u>が特区基準緩和認定を受けた場合</p>				<p>① 最大積載量は基準最大積載量を通知するとともに、特区最大積載量（構造改革特別区法附則第3条に規定する措置（構造改革特別区域基本方針2.（6）②）に基づき地方公共団体が内閣総理大臣に申請し認定された構造改革特別区域計画に基づく申請に係る基準緩和（以下「特区基準緩和」という。）<u>の認定を受けた自動車</u>が構造改革特区（以下「特区」という。）内において分割可能な貨物を輸送する場合における最大積載量をいう。以下同じ）を括弧書で通知する。</p> <p>②～③（略）</p> <p>（例1）特区基準緩和<u>の</u>認定を受けた<u>自動車</u></p>			
		車体の形状 セミトレーラ				車体の形状 セミトレーラ	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
一人	<u>26000 [30000]</u> kg	9990kg	<u>35990 [39990]</u> kg	一人	<u>[26000]</u> <u>18000</u> kg	9990kg	<u>[35990]</u> <u>27990</u> kg
備考				備考			
特区基準緩和車				特区基準緩和車			
保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合（煽型）				最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧外は分割可能な物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示し、括弧内は構造改革特区内において物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。			
（例2） <u>(9)</u> と特区基準緩和認定を併せて受けた場合				（例2） <u>(8)</u> と特区基準緩和 <u>の</u> 認定を併せて受けた <u>自動車</u>			
		車体の形状 セミトレーラ				車体の形状 セミトレーラ	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
一人	<u>[30000]</u> <u>26000 [40000]</u> kg	9990kg	<u>[39990]</u> <u>35990 [49990]</u> kg	一人	<u>[26000]</u> <u>18000 [40000]</u> kg	9990kg	<u>[35990]</u> <u>27990 [49990]</u> kg
備考				備考			
特区基準緩和車				特区基準緩和車			
保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合（船底型）				最大積載量欄及び車両総重量欄中上段括弧内は構造改革特区内において物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。最大積載量欄及び車両総重量欄中下段括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。			
（12）自動車の最大積載量は、4-104（4-104（5）から（9）までを除く。）又は5-104（5-104				（12）自動車の最大積載量は、4-104（4-104（5）から（9）までを除く。）又は5-104（5-104			

新	旧																		
<p>(5) から (9) までを除く。) により算定した値を次の数値により通知する。 ただし、国際海上コンテナを輸送する被牽引自動車であって、かつ、最大積載量が 30,480 kg のものに限り、これによらず 30,480 kg として通知する。</p> <p>①～② (略)</p> <p>3-3-10 車両重量 車両重量は、空車状態 (脱着式座席を有する自動車にあつては、座席をすべて取付けた状態を、脱着式スタンション型のセミトレーラにあつては、<u>必要本数のスタンションを装着した</u>状態をいう。以下同じ。) における自動車の重量とするものとする。</p> <p>3-3-11 長さ、幅及び高さ (1) 長さ、幅及び高さは、4-2-1 (2) 又は 5-2-1 (2) により計測した数値 (脱着式スタンション型のセミトレーラにあつては、<u>必要本数のスタンションを装着した</u>状態で計測した数値とする。) とするものとする。 ただし、セミトレーラの長さにあつては、当該セミトレーラの最も前方及び後方の部分について 4-2-1 (2) ①又は 5-2-1 (2) ①の規定に基づき測定した数値とするものとする。 また、4-2-1 (2) ①又は 5-2-1 (2) ①の規定に基づき測定を行った場合であつて、自動車の最も前方及び後方に当たる部分が自動車登録番号標、車両番号標又は字光式自動車登録番号標用照明用具等番号標に係る部品であるときは、当該部分を除いた状態で 4-2-1 (2) ①又は 5-2-1 (2) ①の規定に基づき測定した数値とするものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3-3-12 燃料の種類 燃料の種類は、「ガソリン」、「軽油」、「LPG」、「灯油」、「電気」、「ガソリン/LPG」、「ガソリン/灯油」、「メタノール」、「CNG」、「<u>LNG</u>」、「<u>ANG</u>」、「圧縮水素」、「ガソリン・電気」、「LPG・電気」、「軽油・電気」又は「その他」のいずれかとするものとする。</p> <p>3-3-13～3-3-14 (略)</p> <p>3-3-15 備考欄 (1) 自動車検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。 また、その他必要な事項についても必要に応じて通知することができる。</p> <table border="1" data-bbox="219 1125 1104 1407"> <thead> <tr> <th>記載を要する自動車</th> <th>記載されるべき趣旨</th> <th>記載例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. ～3. (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>4. 乗車定員 11 人以上 23 人以下の旅客自動車運送事業用自動車であつて車両総重量 5t を超えるもの及び乗車定員 24 人以上の旅客自動車運送事業用自動車であり、</u></td> <td><u>ワンマンバスの構造要件が適用されない旨</u></td> <td><u>車掌を乗務させて運行する自動車として保安基準に適合</u></td> </tr> </tbody> </table>	記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載例	1. ～3. (略)			<u>4. 乗車定員 11 人以上 23 人以下の旅客自動車運送事業用自動車であつて車両総重量 5t を超えるもの及び乗車定員 24 人以上の旅客自動車運送事業用自動車であり、</u>	<u>ワンマンバスの構造要件が適用されない旨</u>	<u>車掌を乗務させて運行する自動車として保安基準に適合</u>	<p>(5) から (9) までを除く。) により算定した値を次の数値により通知する。 ただし、国際海上コンテナを輸送する被牽引自動車 (<u>併せて分割可能貨物基準緩和を受けたものを含む。</u>) であつて、かつ、最大積載量が 30,480 kg のものに限り、これによらず 30,480 kg として通知する。</p> <p>①～② (略)</p> <p>3-3-10 車両重量 車両重量は、空車状態 (脱着式座席を有する自動車にあつては、座席をすべて取付けた状態を、脱着式スタンション型のセミトレーラにあつては、<u>3-3-9 (8) の</u>状態をいう。以下同じ。) における自動車の重量とするものとする。</p> <p>3-3-11 長さ、幅及び高さ (1) 長さ、幅及び高さは、4-2-1 (2) 又は 5-2-1 (2) により計測した数値 (脱着式スタンション型のセミトレーラにあつては、<u>3-3-9 (8) の</u>状態で計測した数値とする。) とするものとする。 ただし、セミトレーラの長さにあつては、当該セミトレーラの最も前方及び後方の部分について 4-2-1 (2) ①又は 5-2-1 (2) ①の規定に基づき測定した数値とするものとする。 また、4-2-1 (2) ①又は 5-2-1 (2) ①の規定に基づき測定を行った場合であつて、自動車の最も前方及び後方に当たる部分が自動車登録番号標、車両番号標又は字光式自動車登録番号標用照明用具等番号標に係る部品であるときは、当該部分を除いた状態で 4-2-1 (2) ①又は 5-2-1 (2) ①の規定に基づき測定した数値とするものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3-3-12 燃料の種類 燃料の種類は、「ガソリン」、「軽油」、「LPG」、「灯油」、「電気」、「ガソリン/LPG」、「ガソリン/灯油」、「メタノール」、「CNG」、「圧縮水素」、「ガソリン・電気」、「軽油・電気」又は「その他」のいずれかとするものとする。</p> <p>3-3-13～3-3-14 (略)</p> <p>3-3-15 備考欄 (1) 自動車検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。 また、その他必要な事項についても必要に応じて通知することができる。</p> <table border="1" data-bbox="1205 1125 2089 1407"> <thead> <tr> <th>記載を要する自動車</th> <th>記載事項</th> <th>記載例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. ～3. (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> </tbody> </table>	記載を要する自動車	記載事項	記載例	1. ～3. (略)			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載例																	
1. ～3. (略)																			
<u>4. 乗車定員 11 人以上 23 人以下の旅客自動車運送事業用自動車であつて車両総重量 5t を超えるもの及び乗車定員 24 人以上の旅客自動車運送事業用自動車であり、</u>	<u>ワンマンバスの構造要件が適用されない旨</u>	<u>車掌を乗務させて運行する自動車として保安基準に適合</u>																	
記載を要する自動車	記載事項	記載例																	
1. ～3. (略)																			
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																	

新			旧		
<u>かつ、車掌を乗務させて運行することとされているもの（被牽引自動車を除く。）</u>					
4-1. ワンマンバスの構造要件の適用緩和を受けた自動車	(略)	(略)	4. ワンマンバスの構造要件の適用緩和を受けた自動車	(略)	(略)
5.～15. (略)			5.～15. (略)		
15-1. 並行輸入自動車であって、次の各号に掲げるもの (1)～(4) (略) (5) 初めて自動車検査証を交付する検査時に 4-48-2-3 (4) の適合性を 4-48-2-3 (5) ②により確認したものの <u>(6) 軽油を燃料とする大型特殊自動車であって黒煙汚染度規制が適用されるものの</u> <u>(7) 二輪自動車であって ABS 装着義務付け対象外の車体構造のもの（平成 33 年 9 月 30 日以前に製作された自動車を除く。）</u>	(略) (略) <u>黒煙汚染度規制対象車である旨及び適合規制値</u> <u>ABS 装着義務付け対象外の車体の構造である旨</u>	(略) (略) <u>黒煙汚染度規制値 25%</u> <u>「エンデューロ二輪自動車」(又は「トライアル二輪自動車」)として保安基準に適合</u>	15-1. 並行輸入自動車であって、次の各号に掲げるもの (1)～(4) (略) (5) 初めて検査証を交付する検査時に 4-48-2-3 (4) の適合性を 4-48-2-3 (5) ②により確認したものの <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	(略) (略) (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	(略) (略) (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>
16.～28. (略)			16.～28. (略)		
<u>28-1. 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車を除く。）</u>	<u>専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする旨</u>	<u>専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車として保安基準に適合</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
29.～34. (略)			29.～34. (略)		
<u>35. 4-5-2 (4-5-5-2) に該当する牽引自動車</u>	<u>保安基準第 4 条の 2 の括弧書きの告示</u>	<u>保安基準第 4 条の 2 の告示で定めるものに適合</u>	<u>(新設)</u>		

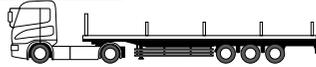
新			旧
	で定めるものに適合している旨		(新設)
36. 4-2-2 (4-2-5-2、4-2-6-2) 及び 4-4-2 に該当するセミトレーラ	保安基準第 2 条第 1 項の括弧書きの告示で定めるもの及び第 4 条表中第 3 号の告示で定めるものに適合している旨	保安基準第 2 条及び第 4 条の告示で定めるものに適合 (バン型) (タンク型) (幌枠型) (コンテナ型) (自動車運搬型) (扇型) (スタンション (○本) 型) (船底型)	(新設)
37. 4-2-2 (4-2-5-2、4-2-6-2) 及び 4-4-2 に該当するセミトレーラ	トラクタとセミトレーラの組み合わせによっては特殊車両通行許可を受けられない旨	連結車の組み合わせによっては本車両に指定された最大積載量で特殊車両通行許可を受けることができない場合があります。	(新設)
(2) ~ (5) (略)			(2) ~ (5) (略)
3-3-16 (略)			3-3-16 (略)
3-4 (略)			3-4 (略)
第 4 章 新規検査及び予備検査			第 4 章 新規検査及び予備検査
4-1 (略)			4-1 (略)
4-2 長さ、幅及び高さ			4-2 長さ、幅及び高さ
4-2-1 テスタ等による審査			4-2-1 テスタ等による審査
(1) 自動車は、次に定める状態で巻尺等その他適切な方法により審査したときに、長さ (セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離) 12m (セミトレーラのうち 4-2-2 で定めるものにあつては、13m)、幅 2.5m、高さ 3.8m を超えてはならない。(保安基準第 2 条第 1 項関係、細目告示第 6 条第 1 項関係、細目告示第 84 条第 1 項関係)			(1) 自動車は、次に定める状態で巻尺等その他適切な方法により審査したときに、長さ (セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離) 12m、幅 2.5m、高さ 3.8m を超えてはならない。(保安基準第 2 条第 1 項関係、細目告示第 6 条第 1 項関係、細目告示第 84 条第 1 項関係)
①~⑤ (略)			①~⑤ (略)
(2) (略)			(2) (略)
(3) 外開き式の窓及び換気装置、後写鏡並びに 4-89 の装置は、次に定める状態で測定した場合において、その自動車の最外側から 250mm 以上、その自動車の高さから 300mm 以上突出してはならない。			(3) 外開き式の窓及び換気装置、後写鏡並びに 4-89 の装置は、次に定める状態で測定した場合において、その自動車の最外側から 250mm 以上、その自動車の高さから 300mm 以上突出してはならない。

新	旧
<p>ただし、その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車の後写鏡に限り、被牽引自動車の最外側から 250mm まで突出することができる。(保安基準第 2 条第 2 項関係、細目告示第 6 条第 4 項関係、細目告示第 84 条第 4 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>4-2-2 視認等による審査</p> <p>4-2-1 (1) の「4-2-2 で定めるもの」とは、物品を積載する装置について視認等その他適切な方法により審査したときに、次のいずれかに該当する構造を有するセミトレーラとする。(保安基準第 2 条第 1 項関係、細目告示第 6 条第 3 項関係、細目告示第 84 条第 3 項関係)</p> <p>① <u>バン又はこれに類するもの (荷台の上方が開放されたものを除く。)</u> ※車体の形状：バンセミトレーラ、冷蔵冷凍セミトレーラ等</p>  <p>② <u>タンク又はこれに類するもの</u> ※車体の形状：タンクセミトレーラ、粉粒体運搬セミトレーラ、コンクリートミキサーセミトレーラ等</p>  <p>③ <u>両側端が固定された幌骨で支持された幌によって荷台の前端から後端までの上方のすべてが覆われるもの (可動式のを除く。)</u> ※車体の形状：セミトレーラ等</p>  <p>④ <u>コンテナを専用に積載するための緊締装置を有するもの</u> ※車体の形状：コンテナセミトレーラ等</p>  <p>⑤ <u>専ら車両を運搬する構造のもの</u> ※車体の形状：セミトレーラ等</p>  <p>⑥ <u>荷台に後煽、側煽及び固縛金具を備えるもの又はこれに類するもの (積載する物品の落下を防止するために十分な強度を有するものに限る。)</u> ※車体の形状：セミトレーラ、ダンプセミトレーラ等</p>  <p>⑦ <u>荷台に固定式のスタンション (荷台の両側端に沿って備えられるスタンション</u></p>	<p>ただし、その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車の後写鏡に限り、被牽引自動車の最外側から 250mm まで突出することができる。(保安基準第 2 条第 2 項関係、細目告示第 6 条第 3 項関係、細目告示第 84 条第 3 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>4-2-2 欠番</p>

新

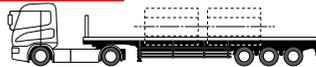
(荷台の前端に沿って備えられるものを除く。)にあつては、脱着式のものであつてもよい。)及び固縛金具を備えるもの(積載する物品の落下を防止するために十分な強度を有するものに限る。)

※車体の形状：セミトレーラ等



⑧ 船底状にくぼんだ荷台及び固縛金具を備え、かつ、荷台の船底状のくぼみの傾斜角が27°以上であるもの(積載する物品の落下を防止するために十分な強度を有するものに限る。)

※車体の形状：セミトレーラ等



4-2-3 書面等による審査

[4-2-2⑥のセミトレーラ]

(1) 物品を積載する装置について書面その他適切な方法により審査したときに、次の①から④に掲げるすべての構造を有するセミトレーラは、4-2-2⑥の構造要件に適合するものとする。

① 鳥居

ア 鳥居の支柱の合計断面係数は、次式により算出された値以上であること。
この場合において、鳥居の支柱の床上高さが側煽の支柱の床上高さを超える場合にあつては、「鳥居の支柱の床上高さ」を「側煽の支柱の床上高さ」と読み替えて適用することができる。

必要な最低合計断面係数 Z (mm³)

$$Z = \frac{F \times 1.6 \times \text{鳥居の支柱の床上高さ (mm)}}{\text{引張り強さ (N/mm}^2) \times 2}$$

鳥居の支柱に加わる力 F (N)

$$F = \text{当該自動車の最大積載量 (kg)} \times 0.2 \times 10$$

(参考) 必要な最低合計断面係数 (最大積載量 30,000kg、材質 SS400 の場合)

<u>鳥居の支柱の床上高さ</u>	<u>最低合計断面係数</u>
<u>1,000mm</u>	<u>120,000mm³</u>
<u>1,200mm</u>	<u>144,000mm³</u>
<u>1,400mm</u>	<u>168,000mm³</u>
<u>1,600mm</u>	<u>192,000mm³</u>
<u>1,800mm</u>	<u>216,000mm³</u>
<u>2,000mm</u>	<u>240,000mm³</u>
<u>2,200mm</u>	<u>264,000mm³</u>
<u>2,400mm</u>	<u>288,000mm³</u>

イ 鳥居の面材の厚さは、材質に応じて次表に掲げる厚さ以上であること。

旧

4-2-3 欠番

新

旧

なお、表に掲げる材質以外のものを用いる場合には、同等強度以上のものであればよい。

	木材	鋼板	アルミ板
最低厚さ	21mm	4.5mm	9mm

② 側煽

ア 側煽の片側分の合計強度は、当該車両の最大積載量に 0.1 を乗じた値を等分布にて負荷したときに、破壊安全率が 1.6 以上あること。

(参考) アルミ型材製煽 1 枚あたりの強度

高さ×長さ	800mm×	1,000mm×	1,200mm×
断面厚さ	4,000mm	4,000mm	4,000mm
30mm	24kN	15kN	10kN
38mm	39kN	25kN	17kN

寸法違い時の強度計算例

厚さ 30mm、高さ 1,200mm、長さ 4,500mm の場合

(厚さ 38mm、高さ 1,000mm、長さ 4,000mm を基準寸法とする。)

厚さが 30mm に減少した場合の強度 Fw (kN)

$$F_w = 25 \times \left\{ \frac{30}{38} \right\}^2 = 15.6$$

高さが 1,200mm に拡大した場合の強度 Fh (kN)

$$F_h = F_w \times \left\{ \frac{1,000}{1,200} \right\}^2 = 10.8$$

長さが 4,500mm に拡大した場合の強度 Fl (kN)

$$F_l = F_h \times \left\{ \frac{4,000}{4,500} \right\}^2 = 8.5$$

よって、1 枚あたりの強度は 8.5kN となる。

イ 側煽の支柱の 1 本毎の断面係数は、次式により算出された値以上であること。

必要な最低断面係数 Z (mm³)

$$Z = \frac{F \times 1.6 \times \text{側煽の支柱の床上高さ (mm)}}{\text{側煽の片側分の支柱の本数} \times \text{引張り強さ (N/mm}^2\text{)}}$$

側煽の支柱 1 本に加わる力 F (N)

$$F = \frac{\text{当該自動車の最大積載量 (kg)} \times 0.1 \times 10}{\text{側煽の片側分の枚数} \times 2}$$

(参考) 必要な最低断面係数 (最大積載量 30,000kg、材質 SS400 の場合)

側煽の支柱の床上高さ	800mm	1,000mm	1,200mm
側煽の片側分の支柱本数			
1 本	12,000mm ³	15,000mm ³	18,000mm ³
2 本	8,000mm ³	10,000mm ³	12,000mm ³

新				旧
	<u>3本</u>	<u>6,000mm³</u>	<u>7,500mm³</u>	<u>9,000mm³</u>
③	<u>後煽</u> <u>後煽を備えること。</u>			
④	<u>固縛金具</u> <u>固縛金具は、次表に掲げる個数以上を備えること。</u>			
	<u>定格荷重</u>	<u>最低個数</u>		
	<u>10kN</u>	<u>24対</u>		
	<u>15kN</u>	<u>16対</u>		
	<u>20kN</u>	<u>12対</u>		
	<u>30kN</u>	<u>8対</u>		
	<u>※ 定格荷重の異なる固縛金具を備える場合にあっては、定格荷重が一番小さなものに対応する個数以上であること。</u>			
	<u>[4-2-2⑥のセミトレーラに類するもの]</u>			
	<u>(2) 物品を積載する装置について書面その他適切な方法により審査したときに、次の①から③に掲げるすべての構造を有するセミトレーラは、4-2-2⑥の構造要件に適合するものとする。</u>			
①	<u>前壁</u> <u>前壁の合計断面係数は、次式により算出された値以上であること。</u> <u>この場合において、前壁の床上高さが側壁の床上高さを超える場合にあっては、「前壁の床上高さ」を「側壁の床上高さ」と読み替えて適用することができる。</u>			
	<u>必要な最低合計断面係数 Z (mm³)</u>			
	$Z = \frac{F \times 1.3 \times \text{前壁の床上高さ (mm)}}{\text{降伏点 (N/mm}^2) \times 2}$			
	<u>前壁に加わる力 F (N)</u>			
	$F = \text{当該自動車の最大積載量 (kg)} \times 0.6 \times 10$			
	<u>(参考) 必要な最低合計断面係数 (最大積載量 30,000kg、材質 SS400の場合)</u>			
	<u>前壁の床上高さ</u>	<u>最低合計断面係数</u>		
	<u>400mm</u>	<u>191,100mm³</u>		
	<u>800mm</u>	<u>382,100mm³</u>		
	<u>1,200mm</u>	<u>573,100mm³</u>		
	<u>1,600mm</u>	<u>764,100mm³</u>		
	<u>2,000mm</u>	<u>955,200mm³</u>		
	<u>2,400mm</u>	<u>1,146,200mm³</u>		
②	<u>側壁</u> <u>側壁の合計断面係数は、次式により算出された値以上であること。</u> <u>必要な最低合計断面係数 Z (mm³)</u>			

新

旧

$$Z = \frac{F \times 1.3 \times \text{側壁の床上高さ (mm)}}{\text{降伏点 (N/mm}^2) \times 2}$$

側壁に加わる力 F (N)
 $F = \text{当該自動車の最大積載量 (kg)} \times 0.5 \times 10$
 (参考) 必要な最低合計断面係数 (最大積載量 30,000kg、材質 SS400
 の場合)

側壁の床上高さ	最低合計断面係数
400mm	159,200mm ³
800mm	318,400mm ³
1,200mm	477,600mm ³
1,600mm	636,800mm ³
2,000mm	796,000mm ³
2,400mm	955,200mm ³

③ 後壁、後煽又は後扉
後壁、後煽又は後扉の合計断面係数は、次式により算出された値以上であること。

必要な最低合計断面係数 Z (mm³)

$$Z = \frac{F \times 1.3 \times \text{後壁、後煽又は後扉の床上高さ (mm)}}{\text{降伏点 (N/mm}^2) \times 2}$$

後壁、後煽又は後扉に加わる力 F (N)
 $F = \text{当該自動車の最大積載量 (kg)} \times 0.35 \times 10$
 (参考) 必要な最低合計断面係数 (最大積載量 30,000kg、材質 SS400
 の場合)

後壁、後煽又は後扉の床上高さ	最低合計断面係数
400mm	111,500mm ³
800mm	222,900mm ³
1,200mm	334,300mm ³
1,600mm	445,800mm ³
2,000mm	557,200mm ³
2,400mm	668,600mm ³

[4-2-2⑦のセミトレーラ]

(3) 物品を積載する装置について書面その他適切な方法により審査したときに、次の①から③に掲げるすべての構造を有するセミトレーラは、4-2-2⑦の構造要件に適合するものとする。

ただし、①については④の構造であってもよい。

① 前面スタンション (荷台の前端に沿って備えられるスタンションをいう。)

ア 前面スタンションの断面寸法は、100mm×100mm×6mm^t 又は φ139.8mm×4.5mm^t 以上であること。

新

旧

イ 前面スタンションの本数は、次式により算出された値以上であること。
 この場合において、前面スタンションの床上高さが仮想最高重心高さ（仮想最高部（地上から 3.8m の地点）と荷台床面最低部の中点をいう。以下同じ。）を超える場合にあつては、「前面スタンションの床上高さ」を「仮想最高重心高さ」と読み替えて適用することができる。

必要な最低本数 N

$$N \geq \frac{\text{当該自動車の最大積載量 (kg)} \times 0.2 \times 10}{W}$$

破壊荷重 W (N)

$$W = \frac{\text{引張り強さ (N/mm}^2\text{)} \times \text{前面スタンションの断面係数 (mm}^3\text{)}}{1.6 \times \text{前面スタンションの床上高さ (mm)}}$$

(参考) 必要な最低本数 (最大積載量 30,000kg、断面寸法 100mm×100mm ×6mm¹、材質 SS400 の場合)

前面スタンションの床上高さ	最低本数
800mm	4本
1,000mm	4本
1,200mm	5本

ウ 積載する物品の突出を防止するために前面スタンションに面材を取付ける場合にあつては、材質に応じて次表に掲げる厚さ以上のものであること。
なお、表に掲げる材質以外のものを用いる場合には、同等強度以上のものであればよい。

	木材	鋼板	アルミ板
最低厚さ	21mm	4.5mm	9mm

② 側面スタンション（荷台の両側端に沿って備えられるスタンション（前面スタンションを除く。）をいう。）

側面スタンションの片側分の本数は、次式により算出された値以上であること。

この場合において、側面スタンションの床上高さが仮想最高重心高さを超える場合にあつては、「側面スタンションの床上高さ」を「仮想最高重心高さ」と読み替えて適用することができる。

必要な最低本数 N

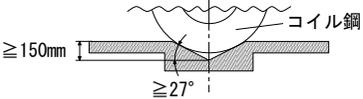
$$N \geq \frac{\text{当該自動車の最大積載量 (kg)} \times 0.1 \times 10}{W}$$

破壊荷重 W (N)

$$W = \frac{\text{引張り強さ (N/mm}^2\text{)} \times \text{側面スタンションの断面係数 (mm}^3\text{)}}{1.6 \times \text{側面スタンションの床上高さ (mm)}}$$

(参考) 必要な最低本数 (最大積載量 30,000kg、材質 SS400 の場合)

新				旧
<u>側面スタンションの床上高さ</u> <u>断面寸法 (断面係数)</u>	<u>800mm</u>	<u>1,000mm</u>	<u>1,200mm</u>	
<u>100mm×50mm×3.2mm^t (15,200mm³)</u>	<u>7対</u>	<u>8対</u>	<u>10対</u>	
<u>75mm×75mm×4.5mm^t (26,300mm³)</u>	<u>4対</u>	<u>5対</u>	<u>6対</u>	
<u>100mm×100mm×3.2mm^t (37,500mm³)</u>	<u>3対</u>	<u>4対</u>	<u>4対</u>	
<u>100mm×100mm×4.5mm^t (49,900mm³)</u>	<u>2対</u>	<u>3対</u>	<u>3対</u>	
<u>100mm×100mm×6mm^t (62,300mm³)</u>	<u>2対</u>	<u>2対</u>	<u>3対</u>	
<u>φ 89.1mm×3.2mm^t (17,900mm³)</u>	<u>6対</u>	<u>7対</u>	<u>9対</u>	
<u>φ 101.6mm×4.2mm^t (30,055mm³)</u>	<u>4対</u>	<u>4対</u>	<u>5対</u>	
<u>φ 114.3mm×4.5mm^t (41,000mm³)</u>	<u>3対</u>	<u>3対</u>	<u>4対</u>	
<u>φ 139.8mm×4.5mm^t (62,685mm³)</u>	<u>2対</u>	<u>2対</u>	<u>3対</u>	
③ <u>固縛金具</u>				
<u>固縛金具は、次表に掲げる個数以上を備えること。</u>				
<u>定格荷重</u>	<u>最低個数</u>			
<u>10kN</u>	<u>24対</u>			
<u>15kN</u>	<u>16対</u>			
<u>20kN</u>	<u>12対</u>			
<u>30kN</u>	<u>8対</u>			
※ <u>定格荷重の異なる固縛金具を備える場合にあつては、定格荷重が一番小さなものに対応する個数以上であること。</u>				
④ <u>鳥居</u>				
ア <u>鳥居の支柱の合計断面係数は、次式により算出された値以上であること。</u>				
<u>この場合において、鳥居の支柱の床上高さが側面スタンションの床上高さを超える場合にあつては、「鳥居の支柱の床上高さ」を「側面スタンションの床上高さ」と読み替えて適用することができる。</u>				
<u>必要な最低合計断面係数 Z (mm³)</u>				
$Z = \frac{F \times 1.6 \times \text{鳥居の支柱の床上高さ (mm)}}{\text{引張り強さ (N/mm}^2\text{)} \times 2}$				
<u>鳥居の支柱に加わる力 F (N)</u>				
$F = \text{当該自動車の最大積載量 (kg)} \times 0.2 \times 10$				
<u>(参考) 必要な最低合計断面係数 (最大積載量 30,000kg、材質 SS400の場合)</u>				
<u>鳥居の支柱の床上高さ</u>	<u>最低合計断面係数</u>			
<u>1,000mm</u>	<u>120,000mm³</u>			
<u>1,200mm</u>	<u>144,000mm³</u>			
<u>1,400mm</u>	<u>168,000mm³</u>			
<u>1,600mm</u>	<u>192,000mm³</u>			
<u>1,800mm</u>	<u>216,000mm³</u>			

新	旧																														
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr><td style="text-align: center;">2,000mm</td><td style="text-align: center;">240,000mm³</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2,200mm</td><td style="text-align: center;">264,000mm³</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2,400mm</td><td style="text-align: center;">288,000mm³</td></tr> </table> <p>イ 鳥居の面材の厚さは、材質に応じて次表に掲げる厚さ以上であること。 なお、表に掲げる材質以外のものを用いる場合には、同等強度以上のものであればよい。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width:20%;"></td> <td style="text-align: center;">木材</td> <td style="text-align: center;">鋼板</td> <td style="text-align: center;">アルミ板</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">最低厚さ</td> <td style="text-align: center;">21mm</td> <td style="text-align: center;">4.5mm</td> <td style="text-align: center;">9mm</td> </tr> </table> <p>[4-2-2⑧のセミトレーラ]</p> <p>(4) 物品を積載する装置について書面その他適切な方法により審査したときに、次の①から③に掲げるすべての構造を有するセミトレーラは、4-2-2⑧の構造要件に適合するものとする。</p> <p>ただし、②については④の構造であってもよい。</p> <p>① 船底状のくぼみ</p> <p>ア 船底状のくぼみ（荷支え台によりくぼみを有する部分をいう。以下同じ。）の構造は、溶接により車体と一体となっているものであること。</p> <p>イ 船底状のくぼみの傾斜角は、27° 以上であること。</p> <p>ウ 船底状のくぼみの深さは、150mm 以上であること。</p> <div style="text-align: center;">  <p>(参考図)</p> </div> <p>② 鳥居</p> <p>ア 鳥居の支柱の合計断面係数は、次式により算出された値以上であること。</p> <p style="margin-left: 20px;">必要な最低合計断面係数 Z (mm³)</p> $Z = \frac{F \times 1.6 \times \text{鳥居の支柱の床上高さ (mm)}}{\text{引張り強さ (N/mm}^2) \times 2}$ <p style="margin-left: 20px;">鳥居の支柱に加わる力 F (N)</p> $F = \text{当該自動車の最大積載量 (kg)} \times 0.2 \times 10$ <p style="margin-left: 20px;">(参考) 必要な最低合計断面係数 (最大積載量 30,000kg、材質 SS400 の場合)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <th style="text-align: center;">鳥居の支柱の床上高さ</th> <th style="text-align: center;">最低合計断面係数</th> </tr> <tr><td style="text-align: center;">1,000mm</td><td style="text-align: center;">120,000mm³</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">1,200mm</td><td style="text-align: center;">144,000mm³</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">1,400mm</td><td style="text-align: center;">168,000mm³</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">1,600mm</td><td style="text-align: center;">192,000mm³</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">1,800mm</td><td style="text-align: center;">216,000mm³</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2,000mm</td><td style="text-align: center;">240,000mm³</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2,200mm</td><td style="text-align: center;">264,000mm³</td></tr> </table>	2,000mm	240,000mm ³	2,200mm	264,000mm ³	2,400mm	288,000mm ³		木材	鋼板	アルミ板	最低厚さ	21mm	4.5mm	9mm	鳥居の支柱の床上高さ	最低合計断面係数	1,000mm	120,000mm ³	1,200mm	144,000mm ³	1,400mm	168,000mm ³	1,600mm	192,000mm ³	1,800mm	216,000mm ³	2,000mm	240,000mm ³	2,200mm	264,000mm ³	
2,000mm	240,000mm ³																														
2,200mm	264,000mm ³																														
2,400mm	288,000mm ³																														
	木材	鋼板	アルミ板																												
最低厚さ	21mm	4.5mm	9mm																												
鳥居の支柱の床上高さ	最低合計断面係数																														
1,000mm	120,000mm ³																														
1,200mm	144,000mm ³																														
1,400mm	168,000mm ³																														
1,600mm	192,000mm ³																														
1,800mm	216,000mm ³																														
2,000mm	240,000mm ³																														
2,200mm	264,000mm ³																														

新

旧

2,400mm

288,000mm³

イ 鳥居の面材の厚さは、材質に応じて次表に掲げる厚さ以上であること。
 なお、表に掲げる材質以外のものを用いる場合には、同等強度以上のものであればよい。

	木材	鋼板	アルミ板
最低厚さ	21mm	4.5mm	9mm

③ 固縛金具

固縛金具は、次表に掲げる個数以上を備えること。

定格荷重	最低個数
10kN	24 対
15kN	16 対
20kN	12 対
30kN	8 対

※ 定格荷重の異なる固縛金具を備える場合にあつては、定格荷重が一番小さなものに対応する個数以上であること。

④ 前面スタンション

ア 前面スタンションの断面寸法は、100mm×100mm×6mm^t 又は φ139.8mm×4.5mm^t 以上であること。

イ 前面スタンションの本数は、次式により算出された値以上であること。
 この場合において、前面スタンションの床上高さが仮想最高重心高さを超える場合にあつては、「前面スタンションの床上高さ」を「仮想最高重心高さ」と読み替えて適用することができる。

必要な最低本数 N

$$N \geq \frac{\text{当該自動車の最大積載量 (kg)} \times 0.2 \times 10}{W}$$

破壊荷重 W (N)

$$W = \frac{\text{引張り強さ (N/mm}^2\text{)} \times \text{前面スタンションの断面係数 (mm}^3\text{)}}{1.6 \times \text{前面スタンションの床上高さ (mm)}}$$

(参考) 必要な最低本数 (最大積載量 30,000kg、断面寸法 100mm×100mm×6mm^t、材質 SS400 の場合)

前面スタンションの床上高さ	最低本数
800mm	4 本
1,000mm	4 本
1,200mm	5 本

ウ 積載する物品の突出を防止するために前面スタンションに面材を取付ける場合にあつては、材質に応じて次表に掲げる厚さ以上のものであること。
 なお、表に掲げる材質以外のものを用いる場合には、同等強度以上のものであればよい。

	木材	鋼板	アルミ板
--	----	----	------

新				旧
<u>最低厚さ</u>	<u>21mm</u>	<u>4.5mm</u>	<u>9mm</u>	
<p>4-2-4 (略)</p> <p>4-2-5 従前規定の適用① 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 1 条第 1 項関係)</p> <p>4-2-5-1 テスタ等による審査 (1) 自動車は、次に定める状態で<u>巻尺等その他適切な方法により審査したときに</u>、長さ(セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離)12m (<u>セミトレーラのうち 4-2-5-2 で定めるもの</u>にあっては、<u>13m</u>)、幅 2.5m、高さ 3.8m を超えてはならない。 ①～⑤ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4-2-5-2 視認等による審査 <u>4-2-5-1 (1) の「4-2-5-2 で定めるもの」とは、物品を積載する装置について視認等その他適切な方法により審査したときに、4-2-2 の①から⑧のいずれかに該当する構造を有するセミトレーラとする。</u></p> <p>4-2-5-3 書面等による審査 <u>4-2-3 に同じ。</u></p> <p>4-2-6 従前規定の適用② 平成 22 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 1 条第 2 項関係)</p> <p>4-2-6-1 テスタ等による審査 (1) 自動車は、次に定める状態で巻尺等その他適切な方法により審査したときに、長さ(セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離)12m (<u>セミトレーラのうち 4-2-6-2 で定めるもの</u>にあっては、<u>13m</u>)、幅 2.5m、高さ 3.8m を超えてはならない。 ①～⑤ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4-2-6-2 視認等による審査 <u>4-2-6-1 (1) の「4-2-6-2 で定めるもの」とは、物品を積載する装置について視認等その他適切な方法により審査したときに、4-2-2 の①から⑧のいずれかに該当する構造を有するセミトレーラとする。</u></p> <p>4-2-6-3 書面等による審査 <u>4-2-3 に同じ。</u></p> <p>4-3 (略)</p> <p>4-4 車両総重量</p> <p>4-4-1 テスタ等による審査</p>				<p>4-2-4 (略)</p> <p>4-2-5 従前規定の適用① 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 1 条第 1 項関係)</p> <p>4-2-5-1 テスタ等による審査 (1) 自動車は、次に定める状態で<u>により測定した場合において</u>、長さ(セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離)12m、幅 2.5m、高さ 3.8m を超えてはならない。 ①～⑤ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>4-2-6 従前規定の適用② 平成 22 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 1 条第 2 項関係)</p> <p>4-2-6-1 テスタ等による審査 (1) 自動車は、次に定める状態で巻尺等その他適切な方法により審査したときに、長さ(セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離)12m、幅 2.5m、高さ 3.8m を超えてはならない。 ①～⑤ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>4-3 (略)</p> <p>4-4 車両総重量</p> <p>4-4-1 テスタ等による審査</p>

新			旧																																																			
<p>(1) 自動車の車両総重量は、重量計等その他適切な方法により審査したときに、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、同表の右欄に掲げる重量を超えてはならない。(保安基準第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">自動車の種別</th> <th colspan="2">車両総重量 (t)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">最遠軸距 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">①セミトレーラ 以外の自動車</td> <td>5.5未満</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>5.5以上7未満</td> <td>22 (長さが9m未満の自動車にあっては、20)</td> </tr> <tr> <td>7以上</td> <td>25 (長さが9m未満の自動車にあっては20、長さが9m以上11m未満の自動車にあっては22)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">②セミトレーラ <u>(③に掲げるものを除く。)</u></td> <td>5未満</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>5以上7未満</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>7以上8未満</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>8以上9.5未満</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>9.5以上</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>③セミトレーラ のうち4-4-2で定めるもの</td> <td>二</td> <td>36</td> </tr> </tbody> </table>			自動車の種別	車両総重量 (t)		最遠軸距 (m)		①セミトレーラ 以外の自動車	5.5未満	20	5.5以上7未満	22 (長さが9m未満の自動車にあっては、20)	7以上	25 (長さが9m未満の自動車にあっては20、長さが9m以上11m未満の自動車にあっては22)	②セミトレーラ <u>(③に掲げるものを除く。)</u>	5未満	20	5以上7未満	22	7以上8未満	24	8以上9.5未満	26	9.5以上	28	③セミトレーラ のうち4-4-2で定めるもの	二	36	<p>(1) 自動車の車両総重量は、重量計等その他適切な方法により審査したときに、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、同表の右欄に掲げる重量を超えてはならない。(保安基準第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">自動車の種別</th> <th colspan="2">車両総重量 (t)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">最遠軸距 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">①セミトレーラ 以外の自動車</td> <td>5.5未満</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>5.5以上7未満</td> <td>22 (長さが9m未満の自動車にあっては、20)</td> </tr> <tr> <td>7以上</td> <td>25 (長さが9m未満の自動車にあっては20、長さが9m以上11m未満の自動車にあっては22)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">②セミトレーラ</td> <td>5未満</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>5以上7未満</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>7以上8未満</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>8以上9.5未満</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>9.5以上</td> <td>28</td> </tr> </tbody> </table>			自動車の種別	車両総重量 (t)		最遠軸距 (m)		①セミトレーラ 以外の自動車	5.5未満	20	5.5以上7未満	22 (長さが9m未満の自動車にあっては、20)	7以上	25 (長さが9m未満の自動車にあっては20、長さが9m以上11m未満の自動車にあっては22)	②セミトレーラ	5未満	20	5以上7未満	22	7以上8未満	24	8以上9.5未満	26	9.5以上	28
自動車の種別	車両総重量 (t)																																																					
	最遠軸距 (m)																																																					
①セミトレーラ 以外の自動車	5.5未満	20																																																				
	5.5以上7未満	22 (長さが9m未満の自動車にあっては、20)																																																				
	7以上	25 (長さが9m未満の自動車にあっては20、長さが9m以上11m未満の自動車にあっては22)																																																				
②セミトレーラ <u>(③に掲げるものを除く。)</u>	5未満	20																																																				
	5以上7未満	22																																																				
	7以上8未満	24																																																				
	8以上9.5未満	26																																																				
	9.5以上	28																																																				
③セミトレーラ のうち4-4-2で定めるもの	二	36																																																				
自動車の種別	車両総重量 (t)																																																					
	最遠軸距 (m)																																																					
①セミトレーラ 以外の自動車	5.5未満	20																																																				
	5.5以上7未満	22 (長さが9m未満の自動車にあっては、20)																																																				
	7以上	25 (長さが9m未満の自動車にあっては20、長さが9m以上11m未満の自動車にあっては22)																																																				
②セミトレーラ	5未満	20																																																				
	5以上7未満	22																																																				
	7以上8未満	24																																																				
	8以上9.5未満	26																																																				
	9.5以上	28																																																				
<p>(2) (略)</p> <p>4-4-2 視認等による審査 <u>4-4-1 (1) の表中③の「4-4-2で定めるもの」とは、物品を積載する装置について視認等その他適切な方法により審査したときに、4-2-2の①から⑧のいずれかに該当する構造を有するセミトレーラとする。(保安基準第4条関係、細目告示第7条の2関係、細目告示第85条の2関係)</u></p> <p>4-4-3 書面等による審査 <u>4-2-3に同じ。</u></p> <p>4-5 軸重等 4-5-1 テスタ等による審査 (1) 自動車の軸重は、重量計等その他適切な方法により審査したときに、10t <u>(牽引自動車のうち4-5-2で定めるものの後輪にあっては、11.5t)</u> を超えてはならない。(保安基準第4条の2第1項関係) (2) ~ (3) (略) (4) 自動車の輪荷重は、5t <u>(牽引自動車のうち4-5-2で定めるものの後輪にあっては、5.75t)</u> を超えてはならない。 ただし、専ら路面の締め固め作業の用に供することを目的とする自動車の車輪のうち、当該目的に適合した構造を有し、かつ、接地部が平滑なもの(当該車輪の中心を含む鉛直面上に他の車輪の中心がないものに限る。)の輪荷重にあっては、この限りでない。(保安基準第4条の2第3項関係)</p>			<p>(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>4-5 軸重等 4-5-1 テスタ等による審査 (1) 自動車の軸重は、重量計等その他適切な方法により審査したときに、10t を超えてはならない。(保安基準第4条の2第1項関係) (2) ~ (3) (略) (4) 自動車の輪荷重は、5t を超えてはならない。 ただし、専ら路面の締め固め作業の用に供することを目的とする自動車の車輪のうち、当該目的に適合した構造を有し、かつ、接地部が平滑なもの(当該車輪の中心を含む鉛直面上に他の車輪の中心がないものに限る。)の輪荷重にあっては、この限りでない。(保安基準第4条の2第3項)</p>																																																			

新	旧
<p>(5) (略)</p> <p>(6) 積車状態の自動車の軸重及び輪荷重は、次により算出した値とする。</p> <p>① 積載物品又は乗車人員による荷重の作用位置については、次の例による。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ トラクタの<u>第五輪</u>荷重にあつては連結部の中心</p> <p>カ～ス (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(7) 車軸自動昇降装置付き自動車にあつては、車軸が上昇している状態において積載し得る重量を搭載した際、その軸重及び輪荷重は、許容限度、タイヤの<u>負荷能力</u>等を満足していることを確認するものとする。</p> <p>4-5-2 書面等による審査</p> <p><u>4-5-1 (1) 及び (4) の「4-5-2 で定めるもの」とは、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 114 「牽引自動車の軸重に関する技術基準」に定める基準に適合する 2 軸の牽引自動車とする。(保安基準第 4 条の 2 第 1 項及び第 3 項関係、細目告示第 7 条の 3 関係、細目告示第 85 条の 3 関係)</u></p> <p>4-5-3～4-5-4 (略)</p> <p>4-5-5 従前規定の適用①</p> <p>平成 5 年 11 月 24 日以前に製作された自動車（隣り合う車軸にかかる荷重の和が増加する改造を行う場合を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 2 条関係)</p> <p>4-5-5-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) <u>自動車の軸重は、重量計等その他適切な方法により審査したときに、10t (牽引自動車のうち 4-5-5-2 で定めるものの後軸にあつては、11.5t) を超えてはならない。</u></p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>(4) <u>自動車の輪荷重は、5t (牽引自動車のうち 4-5-5-2 で定めるものの後輪にあつては、5.75t) を超えてはならない。</u></p> <p><u>ただし、専ら路面の締め固め作業の用に供することを目的とする自動車の車輪のうち、当該目的に適合した構造を有し、かつ、接地部が平滑なもの (当該車輪の中心を含む鉛直面上に他の車輪の中心がないものに限る。) の輪荷重にあつては、この限りでない。</u></p> <p>(5) ～ (6) (略)</p> <p><u>(7) 4-5-1 (7) に同じ。</u></p> <p>4-5-5-2 書面等による審査</p> <p><u>4-5-5-1 (1) 及び (4) の「4-5-5-2 で定めるもの」とは、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 114 「牽引自動車の軸重に関する技術基準」に定める基準に適合する 2 軸の牽引自動車とする。</u></p> <p>4-6～4-16 (略)</p> <p>4-17 二輪車の制動装置</p> <p>4-17-1～4-17-4 (略)</p> <p>4-17-5 従前規定の適用①</p>	<p>(5) (略)</p> <p>(6) 積車状態の自動車の軸重及び輪荷重は、次により算出した値とする。</p> <p>① 積載物品又は乗車人員による荷重の作用位置については、次の例による。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ トラクタの<u>第 5 輪</u>荷重にあつては連結部の中心</p> <p>カ～ス (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(7) 車軸自動昇降装置付き自動車にあつては、車軸が上昇している状態において積載し得る重量を搭載した際、その軸重及び輪荷重は、許容限度、タイヤの<u>許容荷重</u>等を満足していることを確認するものとする。</p> <p>4-5-2 欠番</p> <p>4-5-3～4-5-4 (略)</p> <p>4-5-5 従前規定の適用①</p> <p>平成 5 年 11 月 24 日以前に製作された自動車（隣り合う車軸にかかる荷重の和が増加する改造を行う場合を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 2 条関係)</p> <p>4-5-5-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) <u>4-5-1 (1) に同じ。</u></p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>(4) <u>4-5-1 (4) に同じ。</u></p> <p>(5) ～ (6) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>4-6～4-16 (略)</p> <p>4-17 二輪車の制動装置</p> <p>4-17-1～4-17-4 (略)</p> <p>4-17-5 従前規定の適用①</p>

新	旧
<p>平成11年6月30日以前に製作された自動車(平成9年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車及び施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。)については、4-18「大型特殊自動車等の制動装置」の基準(二輪自動車にあつては4-18-14-2-1(2)④、4-18-14-2-2②、4-18-14-2-3 <u>(2)</u> ①及び②に係る部分を除き、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあつては4-18-14-2-2②及び4-18-14-2-3 <u>(2)</u> ①に係る部分を除く。)に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第5項第6号関係)</p> <p>4-17-6～4-17-8 (略)</p> <p>4-18 大型特殊自動車等の制動装置</p> <p>4-18-1～4-18-11 (略)</p> <p>4-18-12 従前規定の適用⑧</p> <p>①及び②に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p>①～② (略)</p> <p>4-18-12-1 (略)</p> <p>4-18-12-2 性能要件</p> <p>4-18-12-2-1 (略)</p> <p>4-18-12-2-2 視認等による審査</p> <p>制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 液体の圧力により作動する主制動装置は、その配管(2以上の車輪への共用部分を除く。)から制動液が漏れることにより制動効果に支障が生じたときに、その旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。</p> <p>ただし、4-18-14-2-3 <u>(2)</u> ①ただし書の自動車にあつては、この限りでない。</p> <p>③ (略)</p> <p>4-18-12-2-3 (略)</p> <p>4-18-13 従前規定の適用⑨</p> <p>平成12年6月30日以前に製作された4-15の自動車(軽自動車及び車両総重量が3.5tを超える自動車に限り、平成10年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第3項第7号関係)</p> <p>4-18-13-1 (略)</p> <p>4-18-13-2 性能要件</p> <p>4-18-13-2-1 (略)</p> <p>4-18-13-2-2 視認等による審査</p> <p>制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 液体の圧力により作動する主制動装置は、その配管(2以上の車輪への共用部分を除く。)から制動液が漏れることにより制動効果に支障が生じたときに、その旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。</p> <p>ただし、4-18-14-2-3 <u>(2)</u> ①ただし書の自動車にあつては、この限りでない。</p> <p>③～④ (略)</p>	<p>平成11年6月30日以前に製作された自動車(平成9年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車及び施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。)については、4-18「大型特殊自動車等の制動装置」の基準(二輪自動車にあつては4-18-14-2-1(2)④、4-18-14-2-2②、4-18-14-2-3 <u>(1)</u> ①及び②に係る部分を除き、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあつては4-18-14-2-2②及び4-18-14-2-3 <u>(1)</u> ①に係る部分を除く。)に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第5項第6号関係)</p> <p>4-17-6～4-17-8 (略)</p> <p>4-18 大型特殊自動車等の制動装置</p> <p>4-18-1～4-18-11 (略)</p> <p>4-18-12 従前規定の適用⑧</p> <p>①及び②に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p>①～② (略)</p> <p>4-18-12-1 (略)</p> <p>4-18-12-2 性能要件</p> <p>4-18-12-2-1 (略)</p> <p>4-18-12-2-2 視認等による審査</p> <p>制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 液体の圧力により作動する主制動装置は、その配管(2以上の車輪への共用部分を除く。)から制動液が漏れることにより制動効果に支障が生じたときに、その旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。</p> <p>ただし、4-18-14-2-3 <u>(1)</u> ①ただし書の自動車にあつては、この限りでない。</p> <p>③ (略)</p> <p>4-18-12-2-3 (略)</p> <p>4-18-13 従前規定の適用⑨</p> <p>平成12年6月30日以前に製作された4-15の自動車(軽自動車及び車両総重量が3.5tを超える自動車に限り、平成10年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第3項第7号関係)</p> <p>4-18-13-1 (略)</p> <p>4-18-13-2 性能要件</p> <p>4-18-13-2-1 (略)</p> <p>4-18-13-2-2 視認等による審査</p> <p>制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 液体の圧力により作動する主制動装置は、その配管(2以上の車輪への共用部分を除く。)から制動液が漏れることにより制動効果に支障が生じたときに、その旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。</p> <p>ただし、4-18-14-2-3 <u>(1)</u> ①ただし書の自動車にあつては、この限りでない。</p> <p>③～④ (略)</p>

新	旧
<p>4-18-13-2-3 (略)</p> <p>4-18-14 従前規定の適用⑩ 平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 1 項第 4 号関係)</p> <p>4-18-14-1 装備要件 自動車には、次の基準に適合する独立に作用する 2 系統以上の制動装置を備えなければならない。 ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車にあってはこれを 1 系統とすることができ、かつ、4-18-14-2-1 (2) ②、4-18-14-2-3 <u>(2)</u> ①、4-18-14-2-2②及び④の基準に適合することを要しない。</p> <p>4-18-14-2 性能要件</p> <p>4-18-14-2-1 (略)</p> <p>4-18-14-2-2 視認等による審査 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。 ① (略) ② 液体の圧力により作動する主制動装置は、その配管 (2 以上の車輪への共用部分を除く。) から制動液が漏れることにより制動効果に支障が生じたときに、その旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。 ただし、4-18-14-2-3 <u>(2)</u> ①ただし書の自動車にあっては、この限りでない。 ③～④ (略)</p> <p>4-18-14-2-3 (略)</p> <p>4-19 (略)</p> <p>4-20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置</p> <p>4-20-1～4-20-8 (略)</p> <p>4-20-9 従前規定の適用⑤ 昭和 45 年 5 月 31 日以前に製作された牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合又は牽引自動車と同日以前に製作された被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 10 条第 3 項第 2 号関係)</p> <p>4-20-9-1 性能要件 (視認等による審査) (1) ～ (3) (略) (4) 牽引自動車 (最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。) 及び被牽引自動車 (慣性制動装置を備える自動車を除く。) の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 4 号関係) ①～② (略) ③ 4-18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4-18-14-2-2②及び 4-18-14-2-3 <u>(2)</u> ①の基準 (5) ～ (6) (略)</p>	<p>4-18-13-2-3 (略)</p> <p>4-18-14 従前規定の適用⑩ 平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 1 項第 4 号関係)</p> <p>4-18-14-1 装備要件 自動車には、次の基準に適合する独立に作用する 2 系統以上の制動装置を備えなければならない。 ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車にあってはこれを 1 系統とすることができ、かつ、4-18-14-2-1 (2) ②、4-18-14-2-3 <u>(1)</u> ①、4-18-14-2-2②及び④の基準に適合することを要しない。</p> <p>4-18-14-2 性能要件</p> <p>4-18-14-2-1 (略)</p> <p>4-18-14-2-2 視認等による審査 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。 ① (略) ② 液体の圧力により作動する主制動装置は、その配管 (2 以上の車輪への共用部分を除く。) から制動液が漏れることにより制動効果に支障が生じたときに、その旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。 ただし、4-18-14-2-3 <u>(1)</u> ①ただし書の自動車にあっては、この限りでない。 ③～④ (略)</p> <p>4-18-14-2-3 (略)</p> <p>4-19 (略)</p> <p>4-20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置</p> <p>4-20-1～4-20-8 (略)</p> <p>4-20-9 従前規定の適用⑤ 昭和 45 年 5 月 31 日以前に製作された牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合又は牽引自動車と同日以前に製作された被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 10 条第 3 項第 2 号関係)</p> <p>4-20-9-1 性能要件 (視認等による審査) (1) ～ (3) (略) (4) 牽引自動車 (最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。) 及び被牽引自動車 (慣性制動装置を備える自動車を除く。) の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 4 号関係) ①～② (略) ③ 4-18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4-18-14-2-2②及び 4-18-14-2-3 <u>(1)</u> ①の基準 (5) ～ (6) (略)</p>

新	旧
<p>4-20-10 従前規定の適用⑥ 牽引自動車と昭和35年4月1日から昭和46年12月31日までに製作された被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第10条第3項第3号関係)</p> <p>4-20-10-1 性能要件(視認等による審査) (1)～(3) (略) (4) 牽引自動車(最高速度35km/h未滿の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未滿の自動車を除く。)及び被牽引自動車(慣性制動装置を備える自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第4号関係) ①～② (略) ③ 4-18の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4-18-14-2-2②及び4-18-14-2-3 <u>(2)</u> ①の基準 (5)～(6) (略)</p> <p>4-20-11 従前規定の適用⑦ 昭和48年11月30日以前に製作された牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合又は牽引自動車と同日以前に製作された被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第10条第3項第4号関係)</p> <p>4-20-11-1 性能要件(視認等による審査) (1)～(3) (略) (4) 牽引自動車(最高速度35km/h未滿の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未滿の自動車を除く。)及び被牽引自動車(慣性制動装置を備える自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第4号関係) ①～② (略) ③ 4-18の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4-18-14-2-2②及び4-18-14-2-3 <u>(2)</u> ①の基準 (5)～(6) (略)</p> <p>4-20-12 従前規定の適用⑧ 昭和45年6月1日から昭和50年3月31日までに製作された牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合又は牽引自動車と当該期間に製作された被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第10条第3項第5号関係)</p> <p>4-20-12-1 性能要件(視認等による審査) (1)～(3) (略) (4) 牽引自動車(最高速度35km/h未滿の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未滿の自動車を除く。)及び被牽引自動車(慣性制動装置を備える自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第4号関係)</p>	<p>4-20-10 従前規定の適用⑥ 牽引自動車と昭和35年4月1日から昭和46年12月31日までに製作された被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第10条第3項第3号関係)</p> <p>4-20-10-1 性能要件(視認等による審査) (1)～(3) (略) (4) 牽引自動車(最高速度35km/h未滿の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未滿の自動車を除く。)及び被牽引自動車(慣性制動装置を備える自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第4号関係) ①～② (略) ③ 4-18の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4-18-14-2-2②及び4-18-14-2-3 <u>(1)</u> ①の基準 (5)～(6) (略)</p> <p>4-20-11 従前規定の適用⑦ 昭和48年11月30日以前に製作された牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合又は牽引自動車と同日以前に製作された被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第10条第3項第4号関係)</p> <p>4-20-11-1 性能要件(視認等による審査) (1)～(3) (略) (4) 牽引自動車(最高速度35km/h未滿の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未滿の自動車を除く。)及び被牽引自動車(慣性制動装置を備える自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第4号関係) ①～② (略) ③ 4-18の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4-18-14-2-2②及び4-18-14-2-3 <u>(1)</u> ①の基準 (5)～(6) (略)</p> <p>4-20-12 従前規定の適用⑧ 昭和45年6月1日から昭和50年3月31日までに製作された牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合又は牽引自動車と当該期間に製作された被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第10条第3項第5号関係)</p> <p>4-20-12-1 性能要件(視認等による審査) (1)～(3) (略) (4) 牽引自動車(最高速度35km/h未滿の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未滿の自動車を除く。)及び被牽引自動車(慣性制動装置を備える自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第4号関係)</p>

新	旧
<p>①～② (略)</p> <p>③ 4-18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4-18-14-2-2②及び4-18-14-2-3 <u>(2)</u> ①の基準</p> <p>(5) ～ (6) (略)</p> <p>4-20-13 従前規定の適用⑨</p> <p>昭和50年3月31日以前に製作された牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合又は牽引自動車と同日以前に製作された被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第10条第2項第4号関係)</p> <p>4-20-13-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 牽引自動車 (最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。) 及び被牽引自動車 (慣性制動装置を備える自動車を除く。) の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第4号関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 4-18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4-18-14-2-2②及び4-18-14-2-3 <u>(2)</u> ①の基準</p> <p>(5) ～ (6) (略)</p> <p>4-20-14 従前規定の適用⑩</p> <p>昭和50年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第10条第2項第5号関係)</p> <p>4-20-14-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 牽引自動車 (最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。) 及び被牽引自動車 (慣性制動装置を備える自動車を除く。) の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第4号関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 4-18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4-18-14-2-2②及び4-18-14-2-3 <u>(2)</u> ①の基準</p> <p>(5) ～ (6) (略)</p> <p>4-20-15 従前規定の適用⑪</p> <p>平成3年9月30日 (専ら乗用の用に供する自動車であつて車両総重量が 12t を超えるもの (高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車以外のもの) にあつては、平成4年3月31日) 以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第10条第2項第6号関係)</p> <p>4-20-15-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p>	<p>①～② (略)</p> <p>③ 4-18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4-18-14-2-2②及び4-18-14-2-3 <u>(1)</u> ①の基準</p> <p>(5) ～ (6) (略)</p> <p>4-20-13 従前規定の適用⑨</p> <p>昭和50年3月31日以前に製作された牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合又は牽引自動車と同日以前に製作された被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第10条第2項第4号関係)</p> <p>4-20-13-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 牽引自動車 (最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。) 及び被牽引自動車 (慣性制動装置を備える自動車を除く。) の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第4号関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 4-18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4-18-14-2-2②及び4-18-14-2-3 <u>(1)</u> ①の基準</p> <p>(5) ～ (6) (略)</p> <p>4-20-14 従前規定の適用⑩</p> <p>昭和50年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第10条第2項第5号関係)</p> <p>4-20-14-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 牽引自動車 (最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。) 及び被牽引自動車 (慣性制動装置を備える自動車を除く。) の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第4号関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 4-18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4-18-14-2-2②及び4-18-14-2-3 <u>(1)</u> ①の基準</p> <p>(5) ～ (6) (略)</p> <p>4-20-15 従前規定の適用⑪</p> <p>平成3年9月30日 (専ら乗用の用に供する自動車であつて車両総重量が 12t を超えるもの (高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車以外のもの) にあつては、平成4年3月31日) 以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第10条第2項第6号関係)</p> <p>4-20-15-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p>

新	旧
<p>(4) 牽引自動車（最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）及び被牽引自動車（慣性制動装置を備える自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。（適用関係告示第 10 条第 1 項第 4 号関係） ①～②（略） ③ 4-18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4-18-14-2-2②及び 4-18-14-2-3 <u>(2)</u> ①の基準</p> <p>(5) ～ (6)（略）</p>	<p>(4) 牽引自動車（最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）及び被牽引自動車（慣性制動装置を備える自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。（適用関係告示第 10 条第 1 項第 4 号関係） ①～②（略） ③ 4-18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4-18-14-2-2②及び 4-18-14-2-3 <u>(1)</u> ①の基準</p> <p>(5) ～ (6)（略）</p>
<p>4-20-16 従前規定の適用⑫ 平成 7 年 8 月 31 日以前に製作された次に掲げる被牽引自動車以外の被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 10 条第 2 項第 7 号関係） ①～⑤（略）</p>	<p>4-20-16 従前規定の適用⑫ 平成 7 年 8 月 31 日以前に製作された次に掲げる被牽引自動車以外の被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 10 条第 2 項第 7 号関係） ①～⑤（略）</p>
<p>4-20-16-1 性能要件（視認等による審査） (1) ～ (3)（略） (4) 牽引自動車（最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）及び被牽引自動車（慣性制動装置を備える自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。（適用関係告示第 10 条第 1 項第 4 号関係） ①～②（略） ③ 4-18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4-18-14-2-2②及び 4-18-14-2-3 <u>(2)</u> ①の基準 (5) ～ (6)（略）</p>	<p>4-20-16-1 性能要件（視認等による審査） (1) ～ (3)（略） (4) 牽引自動車（最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）及び被牽引自動車（慣性制動装置を備える自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。（適用関係告示第 10 条第 1 項第 4 号関係） ①～②（略） ③ 4-18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4-18-14-2-2②及び 4-18-14-2-3 <u>(1)</u> ①の基準 (5) ～ (6)（略）</p>
<p>4-20-17 従前規定の適用⑬ 牽引自動車と 4-19-4 (4) ①及び②に掲げる被牽引自動車とを連結した場合又は牽引自動車であつて次に掲げる自動車であるもの（三輪自動車を除く。）と被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 10 条第 2 項第 8 号関係） ①～⑤（略）</p>	<p>4-20-17 従前規定の適用⑬ 牽引自動車と 4-19-4 (4) ①及び②に掲げる被牽引自動車とを連結した場合又は牽引自動車であつて次に掲げる自動車であるもの（三輪自動車を除く。）と被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 10 条第 2 項第 8 号関係） ①～⑤（略）</p>
<p>4-20-17-1 性能要件（視認等による審査） (1) ～ (3)（略） (4) 牽引自動車（最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）及び被牽引自動車（慣性制動装置を備える自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。（適用関係告示第 10 条第 1 項第 4 号関係） ①～②（略） ③ 4-18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4-18-14-2-2②及び 4-18-14-2-3 <u>(2)</u> ①の基準 (5) ～ (7)（略）</p>	<p>4-20-17-1 性能要件（視認等による審査） (1) ～ (3)（略） (4) 牽引自動車（最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）及び被牽引自動車（慣性制動装置を備える自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。（適用関係告示第 10 条第 1 項第 4 号関係） ①～②（略） ③ 4-18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4-18-14-2-2②及び 4-18-14-2-3 <u>(1)</u> ①の基準 (5) ～ (7)（略）</p>
<p>4-20-18（略）</p>	<p>4-20-18（略）</p>

新	旧
<p>4-20-19 従前規定の適用⑮</p> <p>牽引自動車と 4-15-4 (2) ①及び②に掲げる被牽引自動車であって昭和 47 年 1 月 1 日以降に製作されたものとを連結した場合又は牽引自動車であって①から⑥までに掲げる自動車であるもの(昭和 47 年 1 月 1 日以降に製作された自動車に限る。)と被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 10 条第 3 項第 7 号関係)</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>4-20-19-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 牽引自動車(最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)及び被牽引自動車(車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車並びに 4-19-9-1 (2) ②及び③に掲げる被牽引自動車を除く。)の主制御装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、4-18-14-2-2②及び 4-18-14-2-3 <u>(2)</u> ①の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 4 号関係)</p> <p>(5) ～ (7) (略)</p> <p>4-20-20 従前規定の適用⑯</p> <p>牽引自動車と 4-15-4 (2) ①及び②に掲げる被牽引自動車であって昭和 50 年 4 月 1 日以降に製作されたものとを連結した場合又は牽引自動車であって①から⑥に掲げる自動車であるもの(昭和 50 年 4 月 1 日以降に製作された自動車に限る。)と被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 10 条第 3 項第 6 号関係)</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>4-20-20-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 牽引自動車(最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)及び被牽引自動車(車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車並びに 4-19-9-1 (2) ②及び③に掲げる被牽引自動車を除く。)の主制御装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、4-18-14-2-2②及び 4-18-14-2-3 <u>(2)</u> ①の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 4 号関係)</p> <p>(5) ～ (7) (略)</p> <p>4-20-21 従前規定の適用⑰</p> <p>牽引自動車と 4-15-4 (2) ①及び②に掲げる被牽引自動車とを連結した場合又は牽引自動車であって①から⑥までに掲げる自動車であるものと被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、①から⑥までの基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 10 条第 3 項第 8 号関係)</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>4-20-21-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p>	<p>4-20-19 従前規定の適用⑮</p> <p>牽引自動車と 4-15-4 (2) ①及び②に掲げる被牽引自動車であって昭和 47 年 1 月 1 日以降に製作されたものとを連結した場合又は牽引自動車であって①から⑥までに掲げる自動車であるもの(昭和 47 年 1 月 1 日以降に製作された自動車に限る。)と被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 10 条第 3 項第 7 号関係)</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>4-20-19-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 牽引自動車(最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)及び被牽引自動車(車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車並びに 4-19-9-1 (2) ②及び③に掲げる被牽引自動車を除く。)の主制御装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、4-18-14-2-2②及び 4-18-14-2-3 <u>(1)</u> ①の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 4 号関係)</p> <p>(5) ～ (7) (略)</p> <p>4-20-20 従前規定の適用⑯</p> <p>牽引自動車と 4-15-4 (2) ①及び②に掲げる被牽引自動車であって昭和 50 年 4 月 1 日以降に製作されたものとを連結した場合又は牽引自動車であって①から⑥に掲げる自動車であるもの(昭和 50 年 4 月 1 日以降に製作された自動車に限る。)と被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 10 条第 3 項第 6 号関係)</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>4-20-20-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 牽引自動車(最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)及び被牽引自動車(車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車並びに 4-19-9-1 (2) ②及び③に掲げる被牽引自動車を除く。)の主制御装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、4-18-14-2-2②及び 4-18-14-2-3 <u>(1)</u> ①の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 4 号関係)</p> <p>(5) ～ (7) (略)</p> <p>4-20-21 従前規定の適用⑰</p> <p>牽引自動車と 4-15-4 (2) ①及び②に掲げる被牽引自動車とを連結した場合又は牽引自動車であって①から⑥までに掲げる自動車であるものと被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、①から⑥までの基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 10 条第 3 項第 8 号関係)</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>4-20-21-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p>

新	旧
<p>(4) 牽引自動車（最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）及び被牽引自動車（車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車並びに 4-19-9-1 (2) ②及び③に掲げる被牽引自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、4-18-14-2-2②及び 4-18-14-2-3 <u>(2)</u> ①の基準に適合しなければならない。（適用関係告示第 10 条第 1 項第 4 号関係）</p>	<p>(4) 牽引自動車（最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）及び被牽引自動車（車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車並びに 4-19-9-1 (2) ②及び③に掲げる被牽引自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、4-18-14-2-2②及び 4-18-14-2-3 <u>(1)</u> ①の基準に適合しなければならない。（適用関係告示第 10 条第 1 項第 4 号関係）</p>
<p>(5) ～ (7) (略)</p>	<p>(5) ～ (7) (略)</p>
<p>4-20-22 従前規定の適用⑩</p>	<p>4-20-22 従前規定の適用⑩</p>
<p>平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。</p>	<p>平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。</p>
<p>4-20-22-1 性能要件（視認等による審査）</p>	<p>4-20-22-1 性能要件（視認等による審査）</p>
<p>(1) ～ (3) (略)</p>	<p>(1) ～ (3) (略)</p>
<p>(4) 牽引自動車（最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）及び被牽引自動車（慣性制動装置を備える自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。（適用関係告示第 10 条第 1 項第 4 号関係）</p>	<p>(4) 牽引自動車（最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）及び被牽引自動車（慣性制動装置を備える自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。（適用関係告示第 10 条第 1 項第 4 号関係）</p>
<p>①～② (略)</p>	<p>①～② (略)</p>
<p>③ 4-18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4-18-14-2-2②及び 4-18-14-2-3 <u>(2)</u> ①の基準</p>	<p>③ 4-18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4-18-14-2-2②及び 4-18-14-2-3 <u>(1)</u> ①の基準</p>
<p>(5) ～ (7) (略)</p>	<p>(5) ～ (7) (略)</p>
<p>4-20-23 (略)</p>	<p>4-20-23 (略)</p>
<p>4-21～4-27 (略)</p>	<p>4-21～4-27 (略)</p>
<p>4-28 車体表示</p>	<p>4-28 車体表示</p>
<p>4-28-1 性能要件（視認等による審査）</p>	<p>4-28-1 性能要件（視認等による審査）</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 専ら中学校、小学校、特別支援学校、幼稚園、<u>幼保連携型認定こども園、保育所又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業若しくは同条第 12 項に規定する事業所内保育事業を行う施設</u>に通う生徒、児童又は幼児の運送を目的とする自動車（乗車定員 11 人以上のものに限る。）の車体の前面、後面及び両側面には、次に定める様式の例により、これらの者の運送を目的とする自動車である旨の表示をしなければならない。（保安基準第 18 条第 7 項関係、細目告示第 22 条第 13 項関係、細目告示第 100 条第 17 項関係）</p>	<p>(2) 専ら中学校、小学校、特別支援学校、幼稚園 <u>又は保育所</u>に通う生徒、児童又は幼児の運送を目的とする自動車（乗車定員 11 人以上のものに限る。）の車体の前面、後面及び両側面には、次に定める様式の例により、これらの者の運送を目的とする自動車である旨の表示をしなければならない。（保安基準第 18 条第 7 項関係、細目告示第 22 条第 13 項関係、細目告示第 100 条第 17 項関係）</p>
<p>①～③ (略)</p>	<p>①～③ (略)</p>
<p>(3) (略)</p>	<p>(3) (略)</p>
<p>4-28-2～4-28-4 (略)</p>	<p>4-28-2～4-28-4 (略)</p>
<p>4-29～4-49 (略)</p>	<p>4-29～4-49 (略)</p>
<p>4-50 排気管からの排出ガス発散防止性能</p>	<p>4-50 排気管からの排出ガス発散防止性能</p>
<p>4-50-1 性能要件</p>	<p>4-50-1 性能要件</p>
<p>4-50-1-1 (略)</p>	<p>4-50-1-1 (略)</p>
<p>4-50-1-2 書面等による審査</p>	<p>4-50-1-2 書面等による審査</p>

新	旧
<p>(1)～(2) (略)</p> <p>[排出ガス非認証車の適用猶予]</p> <p>(3) 平成 18 年 10 月 1 日以降に製作された普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のものを除く。）の排出ガス非認証車であって、車両総重量 3.5t（軽油を燃料とする自動車であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたものにあつては、2.5t）を超えるもののうち、次のいずれかに該当するものについては、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1) ①、③及び⑤の規定は適用しない。（適用関係告示第 28 条第 84 項関係）</p> <p>ア 保安基準第 55 条の規定により保安基準第 2 条、第 4 条、<u>第 4 条の 2 の規定を適用しないものとされた普通自動車及び小型自動車又は 4-5-2 (4-5-5-2) に該当する普通自動車及び小型自動車</u>〔牽引自動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車であって、本邦において自動車を製作することを業とする者が製作したもの又は自動車を輸入することを業とする者が輸入したものであって外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者から自動車を輸入する契約を締結している者が当該契約に基づいて輸入したもの（外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者が自ら輸入した自動車を含む。）を除く。〕</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>4-50-2～4-50-31 (略)</p> <p>4-51～4-76 (略)</p> <p>4-76 制動灯</p> <p>4-76-1～4-76-5 (略)</p> <p>4-76-6 従前規定の適用②</p> <p>昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 42 条第 3 項第 1 号関係）</p> <p>4-76-6-1 装備要件</p> <p>自動車(最高速度 20km/h 未満の軽自動車及び小型特殊自動車(長さ 4.7m 以下、幅 1.7m 以下、<u>高さ</u> 2.0m 以下、かつ、最高速度 15km/h 以下の小型特殊自動車に限る。)を除く。)の後面には、制動灯を備えなければならない。</p> <p>4-76-6-2～4-76-6-3 (略)</p> <p>4-76-7～4-76-9 (略)</p> <p>4-77～4-103 (略)</p> <p>4-104 最大積載量</p> <p>(1) 自動車の最大積載量は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において積載することができるものとして、(2) から (11) までの基準に基づき算出される物品の積載量のうち最大のものとする。</p> <p><u>ただし、被牽引自動車の最大積載量については、(2) から (11) までの基準を満たす限りにおいて、当該被牽引自動車を牽引する牽引自動車の牽引能力（第五輪荷重、牽引重量及び自動車検査証に記載された「牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両</u></p>	<p>(1)～(2) (略)</p> <p>[排出ガス非認証車の適用猶予]</p> <p>(3) 平成 18 年 10 月 1 日以降に製作された普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のものを除く。）の排出ガス非認証車であって、車両総重量 3.5t（軽油を燃料とする自動車であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたものにあつては、2.5t）を超えるもののうち、次のいずれかに該当するものについては、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1) ①、③及び⑤の規定は適用しない。（適用関係告示第 28 条第 84 項関係）</p> <p>ア 保安基準第 55 条の規定により保安基準第 2 条、第 4 条<u>又は</u>第 4 条の 2 の規定を適用しないものとされた普通自動車及び小型自動車〔牽引自動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車であって、本邦において自動車を製作することを業とする者が製作したもの又は自動車を輸入することを業とする者が輸入したものであって外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者から自動車を輸入する契約を締結している者が当該契約に基づいて輸入したもの（外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者が自ら輸入した自動車を含む。）を除く。〕</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>4-50-2～4-50-31 (略)</p> <p>4-51～4-76 (略)</p> <p>4-76 制動灯</p> <p>4-76-1～4-76-5 (略)</p> <p>4-76-6 従前規定の適用②</p> <p>昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 42 条第 3 項第 1 号関係）</p> <p>4-76-6-1 装備要件</p> <p>自動車(最高速度 20km/h 未満の軽自動車及び小型特殊自動車(長さ 4.7m 以下、幅 1.7m 以下、<u>長さ</u> 2.0m 以下、かつ、最高速度 15km/h 以下の小型特殊自動車に限る。)を除く。)の後面には、制動灯を備えなければならない。</p> <p>4-76-6-2～4-76-6-3 (略)</p> <p>4-76-7～4-76-9 (略)</p> <p>4-77～4-103 (略)</p> <p>4-104 最大積載量</p> <p>(1) 自動車の最大積載量は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において積載することができるものとして、(2) から (11) までの基準に基づき算出される物品の積載量のうち最大のものとする。（保安基準第 53 条第 1 項関係、細目告示第 81 条第 2 項関係、細目告示第 159 条第 2 項関係）</p>

新	旧
<p><u>総重量</u>をいう。)に<u>応じた最大のもの</u>とすることができる。(保安基準第 53 条第 1 項関係、細目告示第 81 条第 2 項関係、細目告示第 159 条第 2 項関係)</p> <p>(2) 最大積載量の算定については、次により行うものとする。(細目告示第 81 条第 2 項第 1 号関係、細目告示第 159 条第 2 項第 1 号関係)</p> <p>① 貨物自動車の最大積載量の算定(②に掲げる場合を除く。)については、次によって行うものとする。</p> <p>この場合において、指定自動車等であって、車体構造等を変更したもの(「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う車両総重量が 20 トンを超える改造等の取扱いについて」(平成 5 年 11 月 25 日自技第 165 号)、「車両総重量が 8 トンクラスの自動車の最大積載量の指定について(依命通達)」(平成 7 年 1 月 27 日自技第 12 号)、「最大限に積載した ISO 規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な被牽引自動車等の改造等の取扱いについて(依命通達)」(平成 10 年 3 月 31 日自技第 61 号) <u>及び「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」(平成 27 年 3 月 31 日国自技第 201 号国自整第 350 号)</u>が適用される自動車を除く。)については、当該自動車の車台を使用する標準車の最大積載量を超えない範囲内で指定するものとする。</p> <p>ア～イ(略)</p> <p>②(略)</p> <p>③ <u>次に掲げる牽引自動車については、4-5-1(1)(4-5-5-1(1))の括弧書きを適用せずに、最大積載量を指定することができる。</u></p> <p>ア 平成 27 年 4 月 30 日以前に初めての検査を受けた牽引自動車 イ 平成 27 年 4 月 30 日以前に新型届出を受けた牽引自動車又は輸入自動車特別取扱を受けた牽引自動車</p> <p>④ <u>次に掲げるセミトレーラについては、4-4-1(1)の表中②又は③のいずれかを適用し、最大積載量を指定することができる。</u></p> <p>ア 平成 27 年 4 月 30 日以前に初めての検査を受けたセミトレーラ イ 平成 27 年 4 月 30 日以前に新型届出を受けたセミトレーラ又は輸入自動車特別取扱を受けたセミトレーラ</p> <p>(3) <u>牽引自動車の第五輪荷重の算出</u>については、(2)の規定に準じて行うものとする。(細目告示第 81 条第 2 項第 2 号関係、細目告示第 159 条第 2 項第 2 号関係)</p> <p>(4)～(11)(略)</p> <p>4-105(略)</p> <p>4-106 指定自動車等</p> <p>指定自動車等は、4-11 から 4-105 までの基準によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)～(6)(略)</p> <p>[細目告示第 21 条(電気装置)]</p> <p>(7) 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)に備える電気装置については、UN R100-02-S1 の 5. 及び 6.</p>	<p>(2) 最大積載量の算定については、次により行うものとする。(細目告示第 81 条第 2 項第 1 号関係、細目告示第 159 条第 2 項第 1 号関係)</p> <p>① 貨物自動車の最大積載量の算定(②に掲げる場合を除く。)については、次によって行うものとする。</p> <p>この場合において、指定自動車等であって、車体構造等を変更したもの(「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う車両総重量が 20 トンを超える改造等の取扱いについて」(平成 5 年 11 月 25 日自技第 165 号)、「車両総重量が 8 トンクラスの自動車の最大積載量の指定について(依命通達)」(平成 7 年 1 月 27 日自技第 12 号) <u>及び</u>「最大限に積載した ISO 規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な被牽引自動車等の改造等の取扱いについて(依命通達)」(平成 10 年 3 月 31 日自技第 61 号)が適用される自動車を除く。)については、当該自動車の車台を使用する標準車の最大積載量を超えない範囲内で指定するものとする。</p> <p>ア～イ(略)</p> <p>②(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 第五輪荷重の算出については、(2)の規定に準じて行うものとする。(細目告示第 81 条第 2 項第 2 号関係、細目告示第 159 条第 2 項第 2 号関係)</p> <p>(4)～(11)(略)</p> <p>4-105(略)</p> <p>4-106 指定自動車等</p> <p>指定自動車等は、4-11 から 4-105 までの基準によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)～(6)(略)</p> <p>[細目告示第 21 条(電気装置)]</p> <p>(7) 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)に備える電気装置については、UN R100-02-S1 の 5. 及び 6.</p>

新	旧
<p>に定める基準。</p> <p>なお、規則 6.4.については、原動機用蓄電池（作動電圧が直流 60V を超え 1,500V 以下又は交流 30V（実効値）を超え 1,000V（実効値）以下のものに限る。）を備えた自動車に限り適用する。</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>① 次に掲げる自動車にあっては、平成 23 年 6 月 23 日付け国土交通省告示第 670 号による改正前の細目告示別添 110「電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」に定める基準。（適用関係告示第 14 条第 4 項関係）</p> <p>ア <u>平成 28 年 6 月 22 日までの間に製作された自動車（平成 26 年 6 月 23 日以降の型式指定自動車及び燃料電池自動車を除く。）</u></p> <p>イ <u>平成 26 年 6 月 22 日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車（燃料電池自動車を除く。）以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車（燃料電池自動車を除く。）とした自動車であって、当該改造等が行われた後、平成 24 年 7 月 1 日から平成 26 年 6 月 22 日までに初めて新規検査、構造等変更検査又は予備検査を受けるもの</u></p> <p>②（略）</p> <p>(8) ～ (54)（略）</p>	<p>に定める基準。</p> <p>なお、規則 6.4.については、原動機用蓄電池（作動電圧が直流 60V を超え 1,500V 以下又は交流 30V（実効値）を超え 1,000V（実効値）以下のものに限る。）を備えた自動車に限り適用する。</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>① 次に掲げる自動車にあっては、平成 23 年 6 月 23 日付け国土交通省告示第 670 号による改正前の細目告示別添 110「電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」に定める基準。（適用関係告示第 14 条第 4 項関係）</p> <p>ア <u>平成 24 年 6 月 30 日から平成 26 年 6 月 22 日以前に製作された自動車</u></p> <p>イ <u>平成 26 年 6 月 23 日から平成 28 年 6 月 22 日までの間に製作された自動車（平成 26 年 6 月 23 日以降の型式指定自動車を除く。）</u></p> <p>②（略）</p> <p>(8) ～ (54)（略）</p>
<p>第 5 章 継続検査及び構造等変更検査等</p> <p>5-1（略）</p> <p>5-2 長さ、幅及び高さ</p> <p>5-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車は、次に定める状態で巻尺等その他適切な方法により審査したときに、長さ（セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）12m、<u>（セミトレーラのうち自動車検査証備考欄に「保安基準第 2 条及び第 4 条の告示で定めるものに適合」と記載されているものにあつては、13m）</u>、幅 2.5m、高さ 3.8m を超えてはならない。（保安基準第 2 条第 1 項関係、細目告示第 162 条第 1 項及び第 3 項関係）</p> <p>①～⑤（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3) 外開き式の窓及び換気装置、後写鏡並びに 5-89 の装置は、次に定める状態で測定した場合において、その自動車の最外側から 250mm 以上、その自動車の高さから 300mm 以上突出してはならない。</p> <p>ただし、その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車の後写鏡に限り、被牽引自動車の最外側から 250mm まで突出することができる。（保安基準第 2 条第 2 項関係、細目告示第 162 条第 4 項関係）</p> <p>①～②（略）</p> <p>5-2-2～5-2-4（略）</p> <p>5-3（略）</p>	<p>第 5 章 継続検査及び構造等変更検査等</p> <p>5-1（略）</p> <p>5-2 長さ、幅及び高さ</p> <p>5-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車は、次に定める状態で巻尺等その他適切な方法により審査したときに、長さ（セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）12m、幅 2.5m、高さ 3.8m を超えてはならない。（保安基準第 2 条第 1 項関係、細目告示第 162 条第 1 項関係）</p> <p>①～⑤（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3) 外開き式の窓及び換気装置、後写鏡並びに 5-89 の装置は、次に定める状態で測定した場合において、その自動車の最外側から 250mm 以上、その自動車の高さから 300mm 以上突出してはならない。</p> <p>ただし、その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車の後写鏡に限り、被牽引自動車の最外側から 250mm まで突出することができる。（保安基準第 2 条第 2 項関係、細目告示第 162 条第 3 項関係）</p> <p>①～②（略）</p> <p>5-2-2～5-2-4（略）</p> <p>5-3（略）</p>

新

5-4 車両総重量

5-4-1 テスタ等による審査

(1) 自動車の車両総重量は、重量計等その他適切な方法により審査したときに、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、同表の右欄に掲げる重量を超えてはならない。(保安基準第4条関係、細目告示第163条の2関係)

自動車の種別	車両総重量 (t)	
	最遠軸距 (m)	
①セミトレーラ 以外の自動車	5.5未満	20
	5.5以上7未満	22 (長さが9m未満の自動車にあっては、20)
	7以上	25 (長さが9m未満の自動車にあっては20、長さが9m以上11m未満の自動車にあっては22)
②セミトレーラ <u>(③に掲げるものを除く。)</u>	5未満	20
	5以上7未満	22
	7以上8未満	24
	8以上9.5未満	26
	9.5以上	28
③セミトレーラのうち自動車検査証備考欄に「保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合」と記載されているもの	—	<u>36</u>

5-5 軸重等

5-5-1 テスタ等による審査

(1) 自動車の軸重は、重量計等その他適切な方法により審査したときに、10t (牽引自動車のうち自動車検査証備考欄に「保安基準第4条の2の告示で定めるものに適合」と記載されているものの後軸にあっては、11.5t) を超えてはならない。(保安基準第4条の2第1項関係、細目告示第163条の3関係)

(2) (略)

(3) 自動車の輪荷重は、5t (牽引自動車のうち自動車検査証備考欄に「保安基準第4条の2の告示で定めるものに適合」と記載されているものの後輪にあっては、5.75t) を超えてはならない。

ただし、専ら路面の締め固め作業の用に供することを目的とする自動車の車輪のうち、当該目的に適合した構造を有し、かつ、接地部が平滑なもの (当該車輪の中心を

旧

5-4 車両総重量

5-4-1 テスタ等による審査

(1) 自動車の車両総重量は、重量計等その他適切な方法により審査したときに、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、同表の右欄に掲げる重量を超えてはならない。(保安基準第4条関係)

自動車の種別	車両総重量 (t)	
	最遠軸距 (m)	
①セミトレーラ 以外の自動車	5.5未満	20
	5.5以上7未満	22 (長さが9m未満の自動車にあっては、20)
	7以上	25 (長さが9m未満の自動車にあっては20、長さが9m以上11m未満の自動車にあっては22)
②セミトレーラ	5未満	20
	5以上7未満	22
	7以上8未満	24
	8以上9.5未満	26
	9.5以上	28

(新設)

5-5 軸重等

5-5-1 テスタ等による審査

(1) 自動車の軸重は、重量計等その他適切な方法により審査したときに、10t を超えてはならない。(保安基準第4条の2第1項)

(2) (略)

(3) 自動車の輪荷重は、5t を超えてはならない。

ただし、専ら路面の締め固め作業の用に供することを目的とする自動車の車輪のうち、当該目的に適合した構造を有し、かつ、接地部が平滑なもの (当該車輪の中心を

新	旧
<p>含む鉛直面上に他の車輪の中心がないものに限る。)の輪荷重にあつては、この限りでない。(保安基準第4条の2第3項<u>関係、細目告示第163条の3関係</u>)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 積車状態の自動車の軸重及び輪荷重は、次により算出した値とする。</p> <p>① 積載物品又は乗車人員による荷重の作用位置については、次の例による。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ トラクタの<u>第五輪</u>荷重にあつては連結部の中心</p> <p>カ～ス (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(6) 車軸自動昇降装置付き自動車にあつては、車軸が上昇している状態において積載し得る重量を搭載した際、その軸重及び輪荷重は、許容限度、タイヤの<u>負荷能力</u>等を満足していることを確認するものとする。</p> <p>5-5-2～5-5-4 (略)</p> <p>5-6～5-27 (略)</p> <p>5-28 車体表示</p> <p>5-28-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 専ら中学校、小学校、特別支援学校、幼稚園、<u>幼保連携型認定こども園、保育所又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第10項に規定する小規模保育事業若しくは同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設</u>に通う生徒、児童又は幼児の運送を目的とする自動車(乗車定員11人以上のものに限る。)の車体の前面、後面及び両側面には、次に定める様式の例により、これらの者の運送を目的とする自動車である旨の表示をしなければならない。(保安基準第18条第7項関係、細目告示第178条第13項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>5-28-2～5-28-4 (略)</p> <p>5-29～5-103 (略)</p> <p>5-104 最大積載量</p> <p>(1) 自動車の最大積載量は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において積載することができるものとして、(2)から(11)までの基準に基づき算出される物品の積載量のうち最大のものとする。</p> <p><u>ただし、被牽引自動車の最大積載量については、(2)から(11)までの基準を満たす限りにおいて、当該被牽引自動車を牽引する牽引自動車の牽引能力(第五輪荷重、牽引重量及び自動車検査証に記載された「牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量」をいう。)に応じた最大のものとする</u>ことができる。(保安基準第53条第1項、細目告示第237条第2項関係)</p> <p>(2) 最大積載量の算定については、次により行うものとする。(細目告示第237条第2項第1号関係)</p> <p>① 貨物自動車の最大積載量の算定(②に掲げる場合を除く。)については、次に</p>	<p>含む鉛直面上に他の車輪の中心がないものに限る。)の輪荷重にあつては、この限りでない。(保安基準第4条の2第3項)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 積車状態の自動車の軸重及び輪荷重は、次により算出した値とする。</p> <p>① 積載物品又は乗車人員による荷重の作用位置については、次の例による。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ トラクタの<u>第5輪</u>荷重にあつては連結部の中心</p> <p>カ～ス (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(6) 車軸自動昇降装置付き自動車にあつては、車軸が上昇している状態において積載し得る重量を搭載した際、その軸重及び輪荷重は、許容限度、タイヤの<u>許容荷重</u>等を満足していることを確認するものとする。</p> <p>5-5-2～5-5-4 (略)</p> <p>5-6～5-27 (略)</p> <p>5-28 車体表示</p> <p>5-28-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 専ら中学校、小学校、特別支援学校、幼稚園 <u>又は保育所</u>に通う生徒、児童又は幼児の運送を目的とする自動車(乗車定員11人以上のものに限る。)の車体の前面、後面及び両側面には、次に定める様式の例により、これらの者の運送を目的とする自動車である旨の表示をしなければならない。(保安基準第18条第7項関係、細目告示第178条第13項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>5-28-2～5-28-4 (略)</p> <p>5-29～5-103 (略)</p> <p>5-104 最大積載量</p> <p>(1) 自動車の最大積載量は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において積載することができるものとして、(2)から(11)までの基準に基づき算出される物品の積載量のうち最大のものとする。(保安基準第53条第1項、細目告示第237条第2項関係)</p> <p>(2) 最大積載量の算定については、次により行うものとする。(細目告示第237条第2項第1号関係)</p> <p>① 貨物自動車の最大積載量の算定(②に掲げる場合を除く。)については、次に</p>

新	旧
<p>よって行うものとする。</p> <p>この場合において、指定自動車等であって、車体構造等を変更したもの（「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う車両総重量が 20 トンを超える改造等の取扱いについて」（平成 5 年 11 月 25 日自技第 165 号）、「車両総重量が 8 トンクラスの自動車の最大積載量の指定について（依命通達）」（平成 7 年 1 月 27 日自技第 12 号）、「最大限に積載した ISO 規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な被牽引自動車等の改造等の取扱いについて（依命通達）」（平成 10 年 3 月 31 日自技第 61 号）<u>及び「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」（平成 27 年 3 月 31 日国自技第 201 号国自整第 350 号）</u>が適用される自動車を除く。）については、当該自動車の車台を使用する標準車の最大積載量を超えない範囲内で指定するものとする。</p> <p>ア～イ（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ <u>次に掲げる牽引自動車については、5-5-1 (1) (4-5-5-1 (1)) の括弧書きを適用せずに、最大積載量を指定することができる。</u></p> <p>ア <u>平成 27 年 4 月 30 日以前に初めての検査を受けた牽引自動車</u></p> <p>イ <u>平成 27 年 4 月 30 日以前に新型届出を受けた牽引自動車又は輸入自動車特別取扱を受けた牽引自動車</u></p> <p>④ <u>次に掲げるセミトレーラについては、5-4-1 (1) の表中②又は③のいずれかを適用し、最大積載量を指定することができる。</u></p> <p>ア <u>平成 27 年 4 月 30 日以前に初めての検査を受けたセミトレーラ</u></p> <p>イ <u>平成 27 年 4 月 30 日以前に新型届出を受けたセミトレーラ又は輸入自動車特別取扱を受けたセミトレーラ</u></p> <p>(3) <u>牽引自動車の</u>第五輪荷重の算出については、(2) の規定に準じて行うものとする。（細目告示第 237 条第 2 項第 2 号関係）</p> <p>(4) ～ (11)（略）</p> <p>5-105（略）</p> <p>第 6 章～第 8 章（略）</p> <p>別表 1～別表 3（略）</p> <p>別表 4（4-56、5-56 関係） 窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準</p> <div data-bbox="170 1281 1090 1342" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>表は（略）</p> </div> <p>車両総重量の値が複数ある自動車にあつては当該自動車の車両総重量のうち最大のものとする。</p> <p>なお、<u>牽引</u>自動車にあつて<u>第五輪</u>荷重を有するものの車両総重量は車両重量、<u>第五輪</u></p>	<p>よって行うものとする。</p> <p>この場合において、指定自動車等であって、車体構造等を変更したもの（「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う車両総重量が 20 トンを超える改造等の取扱いについて」（平成 5 年 11 月 25 日自技第 165 号）、「車両総重量が 8 トンクラスの自動車の最大積載量の指定について（依命通達）」（平成 7 年 1 月 27 日自技第 12 号）<u>及び</u>「最大限に積載した ISO 規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な被牽引自動車等の改造等の取扱いについて（依命通達）」（平成 10 年 3 月 31 日自技第 61 号）が適用される自動車を除く。）については、当該自動車の車台を使用する標準車の最大積載量を超えない範囲内で指定するものとする。</p> <p>ア～イ（略）</p> <p>②（略）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 第五輪荷重の算出については、(2) の規定に準じて行うものとする。（細目告示第 237 条第 2 項第 2 号関係）</p> <p>(4) ～ (11)（略）</p> <p>5-105（略）</p> <p>第 6 章～第 8 章（略）</p> <p>別表 1～別表 3（略）</p> <p>別表 4（4-56、5-56 関係） 窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準</p> <div data-bbox="1149 1281 2069 1342" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>表は（略）</p> </div> <p>車両総重量の値が複数ある自動車にあつては当該自動車の車両総重量のうち最大のものとする。</p> <p>なお、<u>けん引</u>自動車にあつて<u>第 5 輪</u>荷重を有するものの車両総重量は車両重量、<u>第 5</u></p>

新	旧
<p>荷重及び 55kg に乗車定員を乗じて得た重量の総和、<u>牽引</u>自動車であって<u>第五輪</u>荷重のほかに積載量を有するものの車両総重量は車両重量、<u>第五輪</u>荷重、積載量及び 55kg に乗車定員を乗じて得た重量の総和のうち最大のものをいう。</p>	<p><u>輪</u>荷重及び 55kg に乗車定員を乗じて得た重量の総和、<u>けん引</u>自動車であって<u>第 5 輪</u>荷重のほかに積載量を有するものの車両総重量は車両重量、<u>第 5 輪</u>荷重、積載量及び 55kg に乗車定員を乗じて得た重量の総和のうち最大のものをいう。</p>
<p>別表 5～別表 7 (略)</p>	<p>別表 5～別表 7 (略)</p>
<p>様式 1～様式 7 (略)</p>	<p>様式 1～様式 7 (略)</p>
<p>別添 1 (2-12 関係)</p>	<p>別添 1 (2-12 関係)</p>
<p style="text-align: center;">改造自動車審査要領</p>	<p style="text-align: center;">改造自動車審査要領</p>
<p>1. ～4. (略)</p> <p>5. 届出書等</p> <p>5-1 (略)</p> <p>5-2 改造部分及び改造により影響を及ぼす部分の適合性審査資料 事務所長等は、届出された改造自動車の改造部分及び改造により影響を及ぼす部分について、保安基準への適合<u>性</u>審査に必要な<u>な</u>資料がある場合には、届出者に対して資料の提出を求めるものとする。</p> <p>6. ～7. (略)</p> <p>8. 審査結果の通知等</p> <p>8-1 (略)</p> <p>8-2 通知書の指示事項等</p> <p>(1) 事務所長等は、通知書の交付にあたり、届出者に対して指示する事項として、次に掲げる事項を通知書の指示事項欄に記載するものとする。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p><u>⑥ 新規検査等の受検前に規程 2-25 に基づく届出が必要な旨(必要な場合に限る。)</u></p> <p><u>⑦ その他指示すべき事項</u></p> <p>(例) 【指示事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査の際は本紙を提示すること。 ・本改造は、車台番号 AB100-1234 の 1 台限りとする。 ・本改造の車両仕様は ADF-AB100-〇〇〇〇に限る。(通知書の対象となる車両を仕様記号等で限定した場合) ・複数台数届出とする。なお、通知書の写しに管理番号及び本紙と相違ない旨を記載し押印すること。 ・複数台数届出とする。なお、通知書の写しは交付できない。 ・車両識別情報、改造部分詳細図及び排出ガス試験成績書を添付すること。 ・平成〇年〇月〇日以前に製作された車両に限る。 ・<u>新規検査等の受検前には、別途、審査事務規程 2-25 に基づく届出を行うこと。</u> <p>(2) 事務所長等は、現車審査にあたり次の留意すべき事項を通知書の指示事項欄の下段に特記事項と付して記載するものとする。</p>	<p>1. ～4. (略)</p> <p>5. 届出書等</p> <p>5-1 (略)</p> <p>5-2 改造部分及び改造により影響を及ぼす部分の適合性審査資料の<u>提出</u> 事務所長等は、届出された改造自動車の改造部分及び改造により影響を及ぼす部分について、保安基準への適合<u>にかかわる</u>審査に必要な<u>となる</u>資料がある場合には、届出者に対して<u>必要な</u>資料の提出を求めるものとする。</p> <p>6. ～7. (略)</p> <p>8. 審査結果の通知等</p> <p>8-1 (略)</p> <p>8-2 通知書の指示事項等</p> <p>(1) 事務所長等は、通知書の交付にあたり、届出者に対して指示する事項として、次に掲げる事項を通知書の指示事項欄に記載するものとする。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>⑥</u> その他指示すべき事項</p> <p>(例) 【指示事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査の際は本紙を提示すること。 ・本改造は、車台番号 AB100-1234 の 1 台限りとする。 ・本改造の車両仕様は ADF-AB100-〇〇〇〇に限る。(通知書の対象となる車両を仕様記号等で限定した場合) ・複数台数届出とする。なお、通知書の写しに管理番号及び本紙と相違ない旨を記載し押印すること。 ・複数台数届出とする。なお、通知書の写しは交付できない。 ・車両識別情報、改造部分詳細図及び排出ガス試験成績書を添付すること。 ・平成〇年〇月〇日以前に製作された車両に限る。 ・<u>(新設)</u> <p>(2) 事務所長等は、現車審査にあたり次の留意すべき事項を通知書の指示事項欄の下段に特記事項と付して記載するものとする。</p>

新	旧
<p>①～④ (略)</p> <p>(例) 【特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両総重量限度の設定が複数あるため注意すること。(類別区分番号〇〇は、車両総重量限度は〇〇kg、前軸〇〇kg、後軸〇〇kg) ・車両識別プレートにより ADF-AB100-〇〇〇〇の仕様であることを確認すること。 ・最大安定傾斜角度を実測すること。 ・走行中は車高を調整できる構造でないことを確認すること。 ・<u>排出ガス試験成績書の等価慣性重量と一致することを確認すること。</u> <p>8-3～8-4 (略)</p> <p>9. ～10. (略)</p> <p>別表 1～別表 4 (略)</p> <p>第 1 号様式～第 6 号様式 (略)</p> <p>別添 2 (2-13 関係)</p> <p style="text-align: center;">並行輸入自動車審査要領</p> <p>目次 (略)</p> <p>第 1～第 4 (略)</p> <p>第 5 書面審査</p> <p>5-1～5-2 (略)</p> <p>5-3 表 1 (添付資料) に定める添付資料の審査</p> <p>5-3-1～5-3-12 (略)</p> <p>5-3-13 その他保安基準への適合性を証する書面</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事務所長等は、当該並行輸入自動車別添 1「改造自動車審査要領」3. (1) から (10) までに該当する改造により装置が変更されていることについて、届出者から申告があった場合 <u>には</u>、同要領の別表 (改造自動車の届出先及び添付資料等一覧表) に掲げる添付資料のうち、装置の変更 <u>部分及び変更により影響を及ぼす部分</u> の保安基準への適合性 <u>審査</u> に必要な資料の提出を求めるものとする。</p> <p><u>(3) 事務所長等は、当該並行輸入自動車別添 12「新規検査等事前書面審査要領」第 2 に掲げる自動車に該当する場合には、届出者に対して、同要領の 3-1 に掲げる添付資料のうち、必要な資料の提出を求めるものとする。</u></p> <p><u>(4) 届出者は、(1) から (3) により事務所長等が提出を求めた場合を除き、その他保安基準への適合性を証する書面を省略することができる。</u></p> <p>第 6～第 8 (略)</p> <p>別表第 1～別表第 2-2 (略)</p> <p>第 1 号様式～第 20 号様式 (略)</p> <p>別添 3～別添 11 (略)</p>	<p>①～④ (略)</p> <p>(例) 【特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両総重量限度の設定が複数あるため注意すること。(類別区分番号〇〇は、車両総重量限度は〇〇kg、前軸〇〇kg、後軸〇〇kg) ・車両識別プレートにより ADF-AB100-〇〇〇〇の仕様であることを確認すること。 ・最大安定傾斜角度を実測すること。 ・走行中は車高を調整できる構造でないことを確認すること。 <p>8-3～8-4 (略)</p> <p>9. ～10. (略)</p> <p>別表 1～別表 4 (略)</p> <p>第 1 号様式～第 6 号様式 (略)</p> <p>別添 2 (2-13 関係)</p> <p style="text-align: center;">並行輸入自動車審査要領</p> <p>目次 (略)</p> <p>第 1～第 4 (略)</p> <p>第 5 書面審査</p> <p>5-1～5-2 (略)</p> <p>5-3 表 1 (添付資料) に定める添付資料の審査</p> <p>5-3-1～5-3-12 (略)</p> <p>5-3-13 その他保安基準への適合性を証する書面</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事務所長等は、当該並行輸入自動車別添 1「改造自動車審査要領」3. (1) から (10) までに該当する改造により装置が変更されていることについて、届出者から申告があった場合は、同要領の別表 (改造自動車の届出先及び添付資料等一覧表) に掲げる添付資料のうち、装置の変更 <u>部位</u> の保安基準への適合性 <u>の判断</u> に必要な資料の提出を求めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(3) 届出者は、(1) 又は (2) により事務所長等が提出を求めた場合を除き、その他保安基準への適合性を証する書面を省略することができる。</u></p> <p>第 6～第 8 (略)</p> <p>別表第 1～別表第 2-2 (略)</p> <p>第 1 号様式～第 20 号様式 (略)</p> <p>別添 3～別添 11 (略)</p>

新	旧
<p>別添 12 新規検査等事前書面審査要領 ※別紙による</p> <p>附則（平成 27 年 4 月 17 日検査法人規程第 4 号）</p> <p><u>1. この規程は、平成 27 年 4 月 17 日から施行する。</u></p> <p><u>ただし、3-3-9、3-3-15、4-2、4-4、4-5、4-50、4-104、5-2、5-4、5-5 及び 5-104 の規定については、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。</u></p> <p><u>2. 平成 27 年 5 月 1 日以降に初めての検査を受ける自動車であって、平成 27 年 4 月 30 日以前に交付された基準緩和認定書（一括）の対象であったことが確認できるものについては、2-25 にかかわらず、なお従前の例によることができる。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

別添 12 (2-25 関係)

新規検査等事前書面審査要領

目次

- 第1 目的
- 第2 届出対象自動車
- 第3 届出書等
- 第4 届出書等の受理等
- 第5 書面審査の審査期間
- 第6 書面審査
- 第7 書面審査の決裁等
- 第8 現車審査
- 第9 届出書等の保存期間

第1 目的

新規検査、予備検査又は構造等変更検査（法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車又は法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車の新規検査又は予備検査であつて、当該自動車に係る構造、装置又は性能について変更がないものを除く。以下「新規検査等」という。）の申請を行おうとする者（以下「届出者」という。）から当該自動車の構造・装置について事前に届出を得ることにより、保安基準への適合性の確認を効率的に行うとともに、審査業務の円滑化を図ることを目的とする。

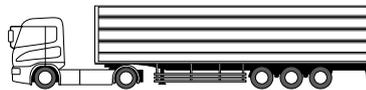
第2 届出対象自動車

規程 2-25 (1) で規定する自動車（以下「事前届出対象自動車」という。）は、次に掲げるものをいう。

- (1) 物品を積載する装置が次のいずれかに該当する構造を有するセミトレーラであつて、自動車の長さが 12m 超 13m 以下のもの

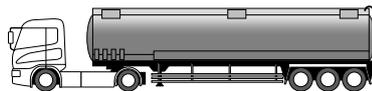
- ① バン又はこれに類するもの（荷台の上方が開放されたものを除く。）

※車体の形状：バンセミトレーラ、冷蔵冷凍セミトレーラ等



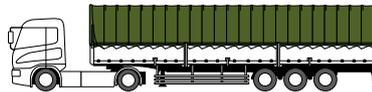
- ② タンク又はこれに類するもの

※車体の形状：タンクセミトレーラ、粉粒体運搬セミトレーラ、コンクリートミキサーセミトレーラ等



- ③ 両側端が固定された幌骨で支持された幌によって荷台の前端から後端までの上方のすべてが覆われるもの（可動式のものを除く。）

※車体の形状：セミトレーラ等



- ④ コンテナを専用積載するための緊締装置を有するもの

※車体の形状：コンテナセミトレーラ等



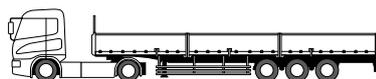
- ⑤ 専ら車両を運搬する構造のもの

※車体の形状：セミトレーラ等



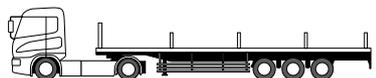
- ⑥ 荷台に後煽、側煽及び固縛金具を備えるもの又はこれに類するもの（積載する物品の落下を防止するために十分な強度を有するものに限る。）

※車体の形状：セミトレーラ、ダンプセミトレーラ等



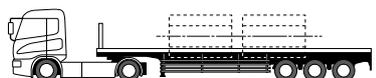
- ⑦ 荷台に固定式のスタンション（荷台の両側端に沿って備えられるスタンション（荷台の前端に沿って備えられるものを除く。）にあつては、脱着式のものであつてもよい。）及び固縛金具を備えるもの（積載する物品の落下を防止するために十分な強度を有するものに限る。）

※車体の形状：セミトレーラ等



- ⑧ 船底状にくぼんだ荷台及び固縛金具を備え、かつ、荷台の船底状のくぼみの傾斜角が 27° 以上であるもの（積載する物品の落下を防止するために十分な強度を有するものに限る。）

※車体の形状：セミトレーラ等



- (2) 物品を積載する装置が (1) の①から⑧のいずれかに該当する構造を有するセミトレーラであつて、次のいずれかに該当するもの

- ① 最遠軸距が 5m 未満であつて、車両総重量が 20t 超 36t 以下のもの
- ② 最遠軸距が 5m 以上 7m 未満であつて、車両総重量が 22t 超 36t 以下のもの
- ③ 最遠軸距が 7m 以上 8m 未満であつて、車両総重量が 24t 超 36t 以下のもの
- ④ 最遠軸距が 8m 以上 9.5m 未満であつて、車両総重量が 26t 超 36t 以下のもの
- ⑤ 最遠軸距が 9.5m 以上であつて、車両総重量が 28t 超 36t 以下のもの

- (3) 細目告示別添 114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」に定める基準に適合する 2 軸の牽引自動車であつて、前軸重が 10t 以下、かつ、後軸重が 10t 超 11.5t 以下のもの

第 3 届出書等

3-1 届出書及び添付資料

規程 2-25 (2) で規定する新規検査等届出書及び添付資料（以下「届出書等」という。）は、次に掲げるものをいう。

		第 2 (1) の自動車	第 2 (2) の自動車	第 2 (3) の自動車
新規検査等届出書（第 1 号様式とする。）		○	○	○
添 付 資 料	自動車を特定する書面	○	○	○
	諸元表	○	○	○
	外観図	○	○	○
	重量分布計算等に関する書面	○	○	○
	連結車両総重量及び牽引重量計算書（第 2 号様式とする。）	—	—	○
	施行規則第 36 条第 5 項に規定する書面（騒音規制）	—	—	△
	施行規則第 36 条第 6 項に規定する書面（排出ガス規制）	—	—	△
	技術基準等への適合性を証する書面	△	△	△
	細目告示別添 114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」への適合性を証する書面	—	—	△
	物品を積載する装置の構造に関する書面	○	○	—
「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」（平成 27 年 3 月 31 日国自技第 201 号国自整第 350 号）に基づく、自動車製作者が証明する最大積載量及び許容限度に関する書面	△	△	△	
連結検討書（第 3 号様式）又は諸元表中の「トレーラ及びトラクタの連結可否検討結果一覧表」	○	○	△	

	その他保安基準への適合性に関する書面	△	△	△
--	--------------------	---	---	---

備考 (1) ○印は提出が必要な書面を示し、△印は必要に応じ提出する書面を示す。

(2) 添付資料の詳細は、第 6 に規定する。

3-2 届出書等の提出方法

(1) 届出書等は事前届出対象自動車 1 台毎に 1 部提出するものとする。

ただし、自動車の型式、類別区分番号及び構造・装置が同一の自動車については、該当する自動車の車台番号を新規検査等届出書に列記することにより、複数台数届出とすることができる。

(2) 届出書等の提出は、原則として、新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある検査部検査課又は事務所の長（以下「事務所長等」という。）が定めた時間帯及び場所に行うものとする。

(3) (2) の規定にかかわらず、届出書等の提出は郵送等によることができる。

なお、普通郵便等、事務所長等への到達の事実が確認できない方法にて届出書等を提出する場合であって、到達した事実を確認する必要があるときは、届出者が挙証責任を負うものとする。

第 4 届出書等の受理等

4-1 受理

(1) 提出された届出書等について、必要な書面等の形式的要件を満たしていると判断した場合には、当該届出書等を受理するとともに、書面審査の終了の連絡について必要か否かを確認するものとする。

(2) 受理した届出書等については、受付印を押印するとともに番号を付し、管理台帳（第 4 号様式とする。）に登録するものとする。

4-2 不受理

(1) 提出された届出書等について、必要な書面等が不足している等形式的要件を欠いていると判断した場合には、当該届出書等を不受理とし、その旨を届出者に口頭にて通知するとともに、不足している書面等の提出を求めるものとする。

なお、3-2 (3) により提出された場合にあつては、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。

① 届出書等に記載された届出者の連絡先に電話等により通知する。

② 届出書等に記載された届出者の住所又は郵送等の場合の差出人の住所あてに、不受理となる旨及び不足書面等を記載した通知文を添えて、届出書等を返送することにより通知する。

(2) 不受理通知をした届出書等については、不足書面等の提出があり、届出書等の形式的要件を満たすまでは、受理しないものとする。

なお、4-2 (1) ①の方法により通知した場合であつて、最初の通知日から 1 か月を経過した後も受理できない場合には、届出者に届出書等を返送するものとする。

4-3 届出書等の取下げ

(1) 規程 2-25 (3) で規定する取下願出書は、第 5 号様式とする。

(2) 提出された取下願出書について、その記載事項を確認し、適当であると判断した場合には、当該取下願出書を受理するとともに、届出書等を届出者に返却するものとする。

(3) 受理した取下願出書については、受付印を押印するとともに、管理台帳中の当該届出書等にかかる備考欄に取下処理を行った旨（例：○年○月○日取下げ）を登録するものとする。

第 5 書面審査の審査期間

書面審査の審査期間は、原則として届出書等の受理日から 15 日以内とする。

ただし、届出書等の内容では十分な審査を行うことができず、別途必要となる資料等の提出を求めている期間は除く。

第 6 書面審査

6-1 新規検査等届出書（第 1 号様式）

(1) 太枠内に記載漏れがないこと。

(2) 類別区分番号は、自動車製作者が製造し出荷した時点の類別区分番号が記載されていること。

(3) 当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更した自動車の構造・装置（使用過程車にあつては、自動車検査証又は登録識別情報等通知書が交付された自動車に対して変更した自動車の構造・装置）は、明確に記載されていること。

（記載例） 燃料タンク変更、カプラオフセット変更、ハイリフトカプラ架装、カプラ変更（固定式→スライ

ド式)、アルミホイール化、タイヤサイズ変更、キャブルーフ架装、踊場変更、荷台架装 など
(4) 試作車・組立車審査結果通知書又は改造自動車審査結果通知書を用いる自動車にあっては、当該通知書の番号がその他欄に記載されていること。

なお、運輸局に届出中等の場合には、その旨を付記することにより。

(記載例) ・フレーム短縮については「自〇〇第〇〇〇号」による。

・試作車として〇〇運輸局に届出中。(〇月〇日届出)

・フレーム延長については同時届出。(必要書面については本届出書に添付)

(5) 第2(1)又は(2)のセミトレーラにあっては、その具体的形状についてその他欄に記載されていること。

(記載例) 物品を積載する装置の構造(バン型、タンク型、幌枠型、コンテナ型、自動車運搬型、煽型、スタンション(〇本)型、船底型)

(6) 第2(3)の牽引自動車であって、6-10なお書きを適用する場合には、その旨についてその他欄に記載されていること。

(記載例) ・別表1適用トラクタ

(7) 第1号様式(その2)については、必要に応じ記入欄を追加することができ、また、掲げる必要事項が網羅されているのであれば別様式であってもよい。

6-2 自動車を特定する書面

自動車検査証、登録識別情報等通知書、譲渡証明書又は試作車・組立車審査結果通知書等の写しが添付されていること。

なお、試作車・組立車審査結果通知書を用いる自動車であって運輸局に届出中の場合には、届出した時点の当該届出書等における第1号様式及び第2号様式の写しを添付するものとし、当該通知書の写しについては交付された後に追加添付することにより。

6-3 諸元表

当該自動車の諸元表等が添付され、自動車諸元が確認できるものであること。

6-4 外観図

外観の形状及び寸法が明確に確認できるものであること。

6-5 重量分布計算等に関する書面

重量分布計算、かじ取車輪の接地部にかかる荷重割合、最大安定傾斜角度、最小回転半径、走行性能、タイヤ負荷率に関する内容が記載されており、基準に適合していることが確認できるものであること。

6-6 連結車両総重量及び牽引重量計算書(第2号様式)

内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。

6-7 施行規則第36条第5項に規定する書面(騒音規制)

適切な書面の写しが添付されていること。

6-8 施行規則第36条第6項に規定する書面(排出ガス規制)

適切な書面の写しが添付されていること。

6-9 技術基準等への適合性を証する書面

新規検査等届出書の「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更した自動車の構造・装置(使用過程車にあっては、自動車検査証又は登録識別情報等通知書が交付された自動車に対して変更した自動車の構造・装置)」欄に記載された部分及びそれにより影響を及ぼす部分について、技術基準等に適合していることが確認できるものであること。

6-10 細目告示別添114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」への適合性を証する書面

当該技術基準に適合していることが確認できるものであること。

なお、別表1に掲げる指定自動車等と同一型式の牽引自動車又は別表1に掲げる並行輸入自動車と軸距及び後軸緩衝装置の構造諸元が同一構造であることが資料等により確認できる牽引自動車については、当該技術基準に適合するものとする。

6-11 物品を積載する装置の構造に関する書面

外観図及び強度検討書等により、規程4-2-2及び4-2-3に適合していることが確認できるものであること。

なお、初めての検査を受ける試作車又は組立車であって、試作車・組立車審査結果通知書が交付された際に適合性について確認済みのものにあつては、当該通知書の写しを添付することにより代えることができる。

6-12 「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」(平成27年3月31日付け国自技第201号国自整第350号)に基づく、自動車製作者が証明する最大積載量及び許容限度に関する書面

- (1) 適切な書面が添付されていること。
- (2) 規程 4-104 の最大積載量の算定にあたっては、当該書面に記載された最大積載量及び許容限度にて行うことができる。

6-13 連結検討書（第 3 号様式）又は諸元表中の「トレーラ及びトラクタの連結可否検討結果一覧表」

内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。

6-14 その他保安基準への適合性に関する書面

- (1) 試作車・組立車審査結果通知書又は改造自動車審査結果通知書を用いる自動車にあつては、当該通知書の写しが添付されていること。
なお、運輸局に届出中等の場合には、届出した時点の当該届出書等における第 1 号様式及び第 2 号様式の写しを添付するものとし、当該通知書の写しについては交付された後に追加添付することによい。
- (2) 当該自動車が別添 1「改造自動車審査要領」3. (1) から (10) までに該当する改造により装置が変更されていることについて、届出者から申告があつた場合には、同要領の別表（改造自動車の届出先及び添付資料等一覧表）に掲げる添付資料のうち、装置の改造部分及び改造により影響を及ぼす部分の保安基準への適合性審査に必要な資料の提出を求めるものとする。
- (3) 保安基準への適合性審査に必要な内容を確認できるものであること。
なお、特段の必要がない場合には省略することができる。

第 7 書面審査の決裁等

7-1 書面審査結果の起案

書面審査の結果、保安基準に適合していると認められる場合には、第 6 号様式、第 6-1 号様式、第 6-2 号様式及び第 6-3 号様式を用いて、現車審査を実施する旨の起案を行うものとする。

なお、当該様式については必要に応じ項目を追加することができる。

7-2 書面審査結果の決裁等

7-1 により事務所長等の決裁を得たものは、書面審査が終了したものとする。

なお、併せて管理台帳に決裁年月日の登録を行うものとする。

7-3 書面審査終了の連絡

4-1 にて書面審査の終了の連絡が必要と申告のあつたものについては、終了したことを届出者に速やかに連絡するものとする。

7-4 書面審査が終了した届出書等の保管

書面審査が終了した届出書等については、新規検査等の申請があるまでの間、事務所長等が定めた場所に保管するものとする。

第 8 現車審査

8-1 現車審査の実施

現車審査は、書面審査が終了した届出書等を用いて、規程 2-7 の規定に基づき実施する。

8-2 現車審査の保留

書面審査が終了した届出書等の内容と提示された自動車に構造・装置の相違等があり、当日中に保安基準への適合性を判断することが困難な場合には審査を保留する。

この場合において、受検者に対しては、書面審査が必要である旨を口頭で通告し、その理由を自動車検査票 2 の備考欄に記載し、審査結果通知書の審査保留欄に押印等を行い、審査依頼元に通知する。

第 9 届出書等の保存期間

9-1 新規検査等が終了した自動車の届出書等

新規検査等終了後、管理台帳に検査終了年月日の登録を行うとともに、新規検査等の日から 5 年間、事務所長等が定めた場所に保存するものとする。

9-2 取下願出書

受理日から 1 年間、事務所長等が定めた場所に保存するものとする。

9-3 新規検査等の申請がない自動車の届出書等

- (1) 届出書等の書面審査が終了した日から 1 年を経過した後も新規検査等の申請がない場合には、届出者に対して取下願出書の提出を求めるものとする。
- (2) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、各々に定める日以降において当該届出書等を廃棄処分することが

できる。

- ① 届出者に対し取下願出書の提出を求めたが応じないときは、取下願出書の提出を求めた最初の日から4年を経過した日
- ② 届出者の所在不明等により、届出者に対し取下願出書の提出を求めることができないときは、所在不明等の事実が判明した日から1年を経過した日

9-4 不受理の届出書等

4-2 (1) なお書き②又は 4-2 (2) なお書きの返送があて先不明等により不可能な場合には、当該届出書等の到達日から1年を経過した後において当該届出書等を廃棄処分することができる。

第1号様式（その1）（別添12の3-1関係）

新規検査		書面審査終了時の連絡	管理番号
予備検査		要	不要
構造等変更検査		受付印	
新規検査等届出書			
自動車検査独立行政法人			年 月 日
殿			
届出者の氏名又は名称			印
住 所			
連絡先（責任者）			
電 話 番 号			
車名		型式	
類別区分番号		自動車の種別	
用途		車体の形状	
車台番号 (シリアル番号)			

当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更した自動車の構造・装置（使用過程車にあっては、自動車検査証又は登録識別情報等通知書が交付された自動車に対して変更した自動車の構造・装置）

その他

備考 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

（日本工業規格 A列4番）

第1号様式（その2）（別添12の3-1関係）

原動機

原動機型式		総排気量又は 定格出力		L kW	燃料の種類	
-------	--	----------------	--	---------	-------	--

車両寸法

全長	[] m	全幅	m	全高	m
荷台内法長さ	m	荷台内法幅	m	荷台内法高さ	m
ホイールベース	m			計算上ホイールベース	m
リヤ・オーバーハング [°]	m	限度 ()	m	オフセット	m
同上[荷台内側]	m	≤		計算上オフセット	m

荷重分布

	前輪 (kg)	後輪 (kg)	合計 (kg)	車体の塗色	
車両重量	┆	┆			
前2軸車の補正值	補正 ()	補正 ()	補正 ()		
乗車定員 名					
最大積載量					
車両総重量	┆	┆			
許容軸重限度	┆	┆		最大安定傾斜角度	
タイヤサイズ 前後			/	≥ °	
				左	右
タイヤ推奨荷重	┆	┆		°	°
タイヤ負荷率	%	%	%	%	前輪荷重割合 % ≥ %

備考

燃料タンク 個 L L L L

第2号様式（別添12の3-1関係）

連結車両総重量及び牽引重量計算書

1. 連結車両総重量（GCW）

次の算式のいずれにも該当する連結車両総重量（GCW）を算出するものとする。

- ・ $GCW \leq 164.51 \times kW \{121 \times PS\} - 1900$
- ・ $GCW \leq 4 \times Wd$

kW {PS} : 牽引自動車の原動機の最高出力 ※1	kW {PS}
Wd : 牽引自動車の駆動軸重 ※2	kg
GCW : 連結車両総重量 ※3	kg

※1 諸元表等の値をいう。

※2 積車時（第五輪荷重を負荷した状態）における軸重をいう。

※3 10kg未滿を切り捨てた値とする。

2. 牽引重量（TC）

次の算式により牽引重量（TC）を算出するものとする。

$$\bullet TC = GCW - (W - P)$$

W : 牽引自動車の車両総重量	kg
P : 牽引自動車の第五輪荷重	kg
TC : 牽引自動車の牽引重量	kg

第3号様式（別添12の3-1関係）

連結検討書

	牽引自動車	被牽引自動車	
車名			
型式			
形状			
車台番号			
適合しているブレーキシステムの基準 (いずれかにチェック) ※1	<input type="checkbox"/> ①細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」又はUN R13	<input type="checkbox"/> ①細目告示別添15「トレーラの制動装置の技術基準」又はUN R13	
	<input type="checkbox"/> ②上記以外	<input type="checkbox"/> ②上記以外	
連結時全高 (mm)	A		$A \leq 3800$
前まわり半径 (mm)	B	b	$B > b$
すそまわり半径 (mm)	C	c	$C < c$
第五輪荷重、第五輪にかかる荷重 (kg)	D	d	$D \geq d$
車両総重量 (kg)	E	e	
連結車両総重量 (GCW) (kg)	F	---	
今回の組合せの連結車両総重量 (GCW) (kg)	$G = E + e - D$		$F \geq G$
連結時最大安定傾斜角度 (°)	H		$H \geq 35$
連結時最小回転半径 (m)	J		$J \leq 12$
総合判定 (いずれかにチェック)	<input type="checkbox"/> 連結可能 <input type="checkbox"/> 連結不可能		

※併せて次に掲げる資料を添付すること。

- (1) 牽引自動車を特定する書面（自動車検査証等の写し等）
- (2) 牽引自動車の外観図
- (3) 被牽引自動車を特定する書面（自動車検査証等の写し等）
- (4) 被牽引自動車の外観図
- (5) 連結時最大安定傾斜角度に関する書面
- (6) 連結時最小回転半径に関する書面
- (7) 連結時主制動装置能力に関する書面
(※1において、牽引自動車又は被牽引自動車のいずれかが「②」に該当する場合に限る。)
- (8) 連結時駐車制動装置能力に関する書面
(※1において、牽引自動車が「②」に該当する場合に限る。)

新規検査等届出書及び添付資料の取下願出書

自動車検査独立行政法人

殿

平成 年 月 日

(届出者の氏名又は名称)

印

平成 年 月 日に提出した下記自動車の届出書等について、取下げ致します。

記

(1) 車名

(2) 型式

(3) 車台番号

[シリアル番号]

(4) 主な事由

車両故障のため

顧客との売買契約破棄のため

その他 ()

備考 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

(日本工業規格 A列4番)

第6号様式（別添12の7-1関係）

管理番号	<input type="checkbox"/> 新規検査 <input type="checkbox"/> 予備検査 <input type="checkbox"/> 構造等変更検査	起 案 平成 年 月 日	書面審査担当者	
		決 裁 平成 年 月 日		
新規検査等届出書及び添付資料の審査結果について				
所長（課長）	次長	上席検査官	主席検査官	検査官
伺				
標記について、審査事務規程並びに新規検査等事前書面審査要領に基づき、下記の者から提出された届出書等の内容を審査したところ、保安基準に適合していると認められるので、書面審査が終了した本届出書等を用いて現車審査を実施することとしてよろしいか伺う。				
記				
届 出 者				
車 名	型 式	車 台 番 号		

現車審査における注意事項

		現車審査担当者	

自動車検査証の備考欄入力事項

別紙による

高度化施設への入力

事前入力済み	・	事前入力未実施
--------	---	---------

検査終了後の処理事項

職 権 打 刻	打刻番号	打刻位置	検査終了年月日
車 台			平成 年 月 日
原 動 機			

第 6-1 号様式（別添 12 の 7-1 関係）

自動車検査証の備考欄入力事項（トラクタ）

コード	入力事項	確認欄
	使用車種規制（NO _x ・PM）適合	
	平成 13 年騒音規制車 99（dB）	
920	燃料タンク 個 L L	
	速度抑制装置付	
630	保安基準第 4 条の 2 の告示で定めるものに適合	
646	最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。	
	最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。 なお、保安基準の緩和認定による単体物品輸送時の第五輪荷重及び車両総重量は、それぞれ kg 及び kg とする。	
	最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。 連結部移動量（ mm）に応じて 第五輪荷重の範囲は kg ～ kg、 けん引重量の範囲は、 kg ～ kg となる。	
104	けん引できる被けん引車は、「重量税課税対象車」に限る	
	NO _x ・PM不適合	
	自 第 号 平成 年 月 日	
	改造内容	
	【0497】 車枠	【1000】 緩衝装置
	【0498】 車体	【1100】 走行装置
	【0397】 原動機	【1598】 連結装置
	【0398】 動力伝達装置	【1200】 燃料装置
	【0800】 制動装置	電気装置
	【0900】 操縦装置	

第 6-2 号様式（別添 12 の 7-1 関係）

自動車検査証の備考欄入力事項（トレーラ）

コード	入力事項	確認欄
	第五輪荷重 kg 以上	
	基準内時の第五輪荷重 kg 以上、 基準緩和時の第五輪荷重 kg 以上とする。	
6 3 1	保安基準第 2 条及び第 4 条の告示で定めるものに適合（バン型）	
6 3 2	保安基準第 2 条及び第 4 条の告示で定めるものに適合（タンク型）	
6 3 3	保安基準第 2 条及び第 4 条の告示で定めるものに適合（幌枠型）	
6 3 4	保安基準第 2 条及び第 4 条の告示で定めるものに適合（コンテナ型）	
6 3 5	保安基準第 2 条及び第 4 条の告示で定めるものに適合（自動車運搬型）	
6 3 6	保安基準第 2 条及び第 4 条の告示で定めるものに適合（扇型）	
6 3 7	保安基準第 2 条及び第 4 条の告示で定めるものに適合（船底型）	
6 3 9	保安基準第 2 条及び第 4 条の告示で定めるものに適合（スタンション（4 本）型）	
6 4 0	保安基準第 2 条及び第 4 条の告示で定めるものに適合（スタンション（6 本）型）	
6 4 1	保安基準第 2 条及び第 4 条の告示で定めるものに適合（スタンション（8 本）型）	
6 4 2	保安基準第 2 条及び第 4 条の告示で定めるものに適合（スタンション（10 本）型）	
6 4 3	保安基準第 2 条及び第 4 条の告示で定めるものに適合（スタンション（12 本）型）	
6 4 5	連結車の組合せによっては本車両に指定された最大積載量で特殊車両通行許可を受けることができない場合があります。	
6 4 7	最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。	
6 4 8	最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は構造改革特区内において物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。	

649	<p>最大積載量欄及び車両総重量欄中上段括弧内は構造改革特区内において物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。</p> <p>最大積載量欄及び車両総重量欄中下段括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。</p>		
650	<p>最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は国際海上コンテナ輸送時の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。</p>		
	<p>車軸自動昇降装置付き車、車軸下降時 前前軸重 kg、後前軸重 kg、後後軸重 kg</p>		
	<p>第 号 平成 年 月 日</p> <p>緩和事項 制限事項</p>		
	<p>基準緩和の期限 平成 年 月 日</p>		
	品名	容積(L)	比重
103	<p>積載の組み合わせについては、設置許可書による</p>		
	<p>重量税課税対象車</p>		
100	<p>積載物は、土砂等以外のものとする</p>		
	<p>自 第 号 平成 年 月 日</p>		
	改造内容	【0497】 車枠	【1000】 緩衝装置
		【0498】 車体	【1100】 走行装置
		【0397】 原動機	【1598】 連結装置
		【0398】 動力伝達装置	【1200】 燃料装置
		【0800】 制動装置	電気装置
		【0900】 操縦装置	

別表1 (別添12の6-10関係)

細目告示別添114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」適合型式一覧表

指定自動車等

車名	型式				
	いすゞ	KC-EXD52D2	KC-EXD52E2	KC-EXD82D2	KC-EXD82E2
KL-EXD52E3		KL-EXD74D3	PJ-EXD52D6	PJ-EXD52E6	PJ-EXD52G6
PDG-EXD52D8		PDG-EXD52E8	PDG-EXD52G8	PKG-EXD52D8	PKG-EXD52E8
PKG-EXD52G8		LKG-EXD52AD	LKG-EXD52AE	LKG-EXD52AG	QKG-EXD52AD
QKG-EXD52AE		QKG-EXD52AG			
UDトラックス (旧ニッサンデ ィーゼル)	KL-CK482BAT	KL-CK482DAT	KL-CK542BAT	KL-CK552BAT	KL-CK632BAT
	ADG-GK4XAB	ADG-GK4XAD	AKG-GK4XAB	AKG-GK4XAD	PKG-GK4XAB
	PKG-GK4XAD	LKG-GK5XAB	LKG-GK5XAD	LKG-GK6XAB	LKG-GK6XAD
	QKG-GK5XAB	QKG-GK5XAD	QKG-GK6XAB	QKG-GK6XAD	QPG-GK5XAB
	QPG-GK5XAD				
日野	KL-SH1FDGG	KL-SH1FFGG	KL-SH1FGGG	KL-SH1KDGG	KL-SH1KFGG
	KL-SH1KGGG	KL-SH4FDGG	KL-SH4FFGG	KL-SH4FGGG	KL-SHD1EAG
	KL-SHD1FAG	KS-SH1EDJG	KS-SH1EDJJ	KS-SH1EFJG	PK-SH1EDJG
	PK-SH1EDJJ	PK-SH1EFJG	PK-SHD1EBG	PK-SHD1FBG	ADG-SH1EDXG
	ADG-SH1EDXJ	ADG-SH1EFXG	BDG-SH1EDXG	BDG-SH1EDXJ	BDG-SH1EFXG
	BKG-SH1EDXG	BKG-SH1EDXJ	BKG-SH1EFXG	BKG-SHD2EAG	BKG-SHD2FAG
	LKG-SH1EDAG	LKG-SH1EDAJ	LKG-SH1EEAG	LKG-SH1EGAG	LKG-SH1EGAJ
	QKG-SH1EDAG	QKG-SH1EDAJ	QKG-SH1EEAG	QKG-SH1EGAG	QKG-SH1EGAJ
	QPG-SH1EDDG	QPG-SH1EDDJ	QPG-SH1EEDG	QPG-SH1EGDG	QPG-SH1EGDJ
三菱	KL-FP54JDR	KL-FP54JER	KL-FP54LDR	KL-FP54MDR	KL-FP55JDR
	PJ-FP54JDR	PJ-FP54JER	PJ-FP55JDR	BDG-FP54JDR	BDG-FP55JDR
	BKG-FP54JDR	LKG-FP54VDR	LKG-FP54VER	QKG-FP54VDR	QKG-FP54VER
	QKG-FP64VDR	QKG-FP64VER	QPG-FP64VDR	QPG-FP64VER	
ボルボ	PJ-F2TCA1	PK-F2TCA1	BKG-B2TCA1	BKG-B2TEA1	BKG-B2TDA1
	LKG-H2TDA1	LKG-H2TEA1	LKG-M2TDA1	LKG-M2TEA1	QKG-H2TDA1
	QKG-H2TEA1	QKG-M2TDA1	QKG-M2TEA1		
メルセデス・ベ ンツ	KS-9X436	KS-9X441	KS-9X444	KS-9X446	
スカニア	LDG-LA4X2MEBD	LDG-LA4X2MNAC			

並行輸入自動車

車名	販売名称	軸距	後軸緩衝装置の構造諸元			
			懸架 方式	ばね形式	主ばね寸法	ショックアブ ソ ー バ形式
ボルボ	FH12 FM12	3.200m	車軸式	円形スリーブ空 気ばね	285×268-2、 240×268-2	筒型 複動式
		3.300m	車軸式	円形スリーブ空 気ばね	285×268-2、 240×268-2	筒型 複動式
		3.500m	車軸式	円形スリーブ空 気ばね	285×268-2、 240×268-2	筒型 複動式
スカニア	R450LA4X2MNA	3.300m	車軸式	円形スリーブ空 気ばね及び 1/4 楕円板ばね	空気ばね：340×406-2 板ばね：610×100 (47 及び44) -2	筒型 複動式
	R490LA4X2MNA					

	R450LA4X2MEB	3.550m	車軸式	円形スリーブ空気ばね及び 1/4 楕円板ばね	空気ばね : 340×343-2 板ばね : 714×100 (47 及び 44) -2	筒型 複動式
	R490LA4X2MEB	3.550m 又は 3.700m				
メルセデス・ベンツ	ACTROS 1840LSNR	3.300m	車軸式	円形スリーブ空気ばね	340×260-2	筒型 複動式
	ACTROS 1836LS ACTROS 1841LS ACTROS 1843LS ACTROS 1844LS ACTROS 1854LS	3.300m	車軸式	円形スリーブ空気ばね	340×280-2	筒型 複動式
	ACTROS 1843LSNR ACTROS 1846LS	3.600m	車軸式	円形スリーブ空気ばね	340×280-2	筒型 複動式
	ACTROS 1840LS ACTROS 1840LSNR	3.300m	車軸式	円形スリーブ空気ばね	275×282-4	筒型 複動式